

三芳町地域防災計画資料編
令和6年度改訂

三芳町防災会議

目次

資料1-1 埼玉県における被害地震	1
資料1-2 戦後における埼玉県の風水害	2
資料1-3 災害時応援協定一覧	4
資料1-4 防災啓発情報等に関する協定書	6
資料1-5 三芳町防災会議条例	9
資料1-6 三芳町地域防災検討委員会規程	12
資料1-7 三芳町災害対策検討会議規程	14
資料1-8 三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程	15
資料1-9 職員の動員連絡方法	17
資料1-10 三芳町災害対策本部条例	18
資料1-11 三芳町災害対策本部に関する要綱	19
資料1-12 三芳町災害対策本部職員被服貸与規程	30
資料1-13 災害対策本部の組織編成系統図	35
資料1-14 災害対策本部の事務分掌	36
資料1-15 配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌	37
資料1-16 風水害発生時の各部の事務分掌	47
資料1-17 三芳町議会災害対策支援本部設置要綱	54
資料1-18 災害時の情報交換に関する協定（関東地方整備局）	57
資料1-19 地域連携避難訓練実行委員会構成	58
資料1-20 大規模災害発生時における三芳町庁舎等の一時使用に関する協定書	59
資料1-21 カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書	61
資料1-22 三芳町と飯能信用金庫との包括連携に関する協定	63
資料1-23 三芳町と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定	65
資料1-24 電気自動車の活用等によるSDGs連携協定書	67
資料1-25 地域課題解決に向けた包括連携に関する協定書	76
資料1-26 三芳町と埼玉縣信用金庫との地方創生に係る包括連携・協力に関する協定書	84
資料1-27 三芳町と東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に係る包括連携協定書	86
資料1-28 三芳町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	88
資料2-1 想定地震別主要被害想定結果一覧(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より)	90
資料2-2 東京湾北部地震による被害想定結果(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より)	91
資料2-3 埼玉県下消防相互応援協定書	92
資料2-4 入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定	95
資料2-5 入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定	98
資料2-6 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定	100
資料2-7 入間東部地区消防組合 埼玉西部消防組合 消防の相互の応援協定	103
資料2-8 入間東部地区事務組合震災消防活動指針	106
資料2-9 消防団震災消防活動指針<<平成30年4月>>	119
資料2-10 災害警防本部構成及び事務分掌	135
資料2-11 消防団組織構成	136
資料2-12 公共施設一覧	137
資料2-13 消防法施行令 別表第1	139
資料2-14 危険物政令別表第3	141
資料2-15 三芳町庁舎避難誘導マニュアル	143
資料2-16 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	144

資料2-17	災害時における一時避難所及び電源供給に関する協定書	148
資料2-18	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	152
資料2-19	災害時における物資の輸送に関する協定書	154
資料2-20	災害時におけるバス利用に関する協定書	158
資料2-21	緊急輸送車両標章及び証明書	161
資料2-22	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	164
資料2-23	埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領	166
資料2-24	都市ガス事業者の応急対策	170
資料2-25	通信施設の応急対策	173
資料2-26	LPガス事業者の応急対策	175
資料2-27	自衛隊災害派遣要請書	178
資料2-28	自衛隊災害派遣撤収要請書	179
資料2-29	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	180
資料2-30	災害時における相互援助に関する協定書（2市1町）	184
資料2-31	豊島区と三芳町との非常災害時における相互援助に関する協定書	186
資料2-32	三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定	188
資料2-33	三芳町・津南町災害時における相互応援に関する協定	190
資料2-34	三芳町・上里町災害時における相互応援に関する協定	192
資料2-35	埼玉県三芳町と神奈川県山北町との災害時における相互応援に関する協定書	194
資料2-36	埼玉県入間郡三芳町と静岡県駿東郡小山町との自治体間連携協力に関する基本協定	196
資料2-37	災害時の情報連絡活動に関する協定書	198
資料2-38	三芳町防災行政用無線局管理運用規程	200
資料2-39	三芳町防災行政用無線局（固定局）運用細則	206
資料2-40	三芳町防災行政用無線局（基地局、移動局）運用細則	214
資料2-41	地域コミュニティ情報の配信に関する協定	215
資料2-42	災害時における放送等に関する協定	217
資料2-43	災害時における放送等に関する協定 北関東	219
資料2-44	災害時における情報発信等に関する協定	221
資料2-45	災害時における被害調査の支援に関する協定書	223
資料2-46	重要システムの復旧目標	225
資料2-47	災害時における医療救護活動に関する協定書	226
資料2-48	災害時の医療救護活動実施細目	229
資料2-49	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	243
資料2-50	三芳町内の医療施設一覧	245
資料2-51	火葬場の現況	247
資料2-52	三芳町内の薬局の現況	248
資料2-53	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書	249
資料2-54	遺骨及び遺留品票	254
資料2-55	埼玉県広域火葬実施要領	255
資料2-56	町内の寺院一覧	276
資料2-57	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	277
資料2-58	三芳町概略避難経路図	281
資料2-59	指定避難所／指定緊急避難場所／一時避難場所一覧	282
資料2-60	災害時における一時避難所に関する協定書	283
資料2-61	災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	286
資料2-62	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書	293
資料2-63	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	295

資料2-64	給水用資機材の備蓄状況	299
資料2-65	民間非常用井戸（飲料用）指定箇所一覧	300
資料2-66	食料の備蓄状況	301
資料2-67	生活必需品の備蓄状況	302
資料2-68	防災用資機材の備蓄状況	303
資料2-69	震災時における緊急設備支援に関する協定書	310
資料2-70	災害時における仮設トイレの設置等に関する協定書	314
資料2-71	災害時における石油類燃料の確保及び供給の協力に関する協定書	316
資料2-72	災害救助用米穀の引渡要請書	319
資料2-73	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(さいたまコープ)	320
資料2-74	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(いるま野農協)	325
資料2-75	災害時における物資の供給等に関する協定書	328
資料2-76	災害時における物資の供給等に関する協定書	330
資料2-77	災害時における物資の供給等に関する協定書	333
資料2-78	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書	335
資料2-79	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書	339
資料2-80	上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書	343
資料2-81	応急給水装置の貸与及び使用に関する確認書	345
資料2-82	水道緊急連絡管の整備及び相互応援給水に関する協定書	347
資料2-83	非常災害時における緊急支援に関する協定書	357
資料2-84	災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定書	360
資料2-85	災害時における被災者支援に関する協定	361
資料2-86	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	363
資料2-87	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	365
資料2-88	罹災証明申請書	369
資料2-89	罹災証明書	370
資料2-90	罹災者原票	371
資料2-91	清掃能力の現況	372
資料2-92	災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱及び協定	373
資料2-93	令和5年度災害救助基準	381
資料2-94	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書	386
資料2-95	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書	387
資料2-96	被災者に対する職業斡旋等	388
資料2-97	災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書	389
資料2-98	災害発生時の協力に関する覚書	391
資料2-99	生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付	393
資料2-100	生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付	394
資料2-101	災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付	395
資料2-102	災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付	396
資料2-103	災害弔慰金の支給	397
資料2-104	災害障害見舞金の支給	398
資料2-105	災害援護資金の貸付	399
資料2-106	三芳町災害見舞金の支給における条件等	400
資料2-107	経営安定資金（災害復旧関連）	412
資料2-108	天災融資法に基づく資金融資	413
資料2-109	災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金	414
資料2-110	埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資	425
資料2-111	農業災害補償	426

資料2-112 義援金品受領書.....	427
資料2-113 南海トラフ地震における地震防災対策推進地域.....	428
資料3-1 三芳町洪水ハザードマップ.....	433
資料3-2 三芳町内水ハザードマップ.....	434
資料3-3 警報・注意報発表基準一覧表.....	435
資料3-4 気象予警報伝達系統表.....	436
資料3-5 三芳町風水害資金融資条例.....	437
資料3-6 三芳町風水害資金融資条例施行規則.....	440
資料5-1 防火地域及び準防火地域の指定状況.....	453
資料5-2 都市防災不燃化促進事業制度フロー.....	453
資料5-3 サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制.....	454
資料5-4 陸上自衛隊災害派遣要請連絡系統.....	455
資料5-5 異常気象時通行規制区間及び道路通行交通規制基準.....	456
資料5-6 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準.....	457
資料5-7 埼玉県鉄道網図.....	459

資料1-1

埼玉県における被害地震

発生年月日	M	緯度 経度	深さ k m	震源 地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数
878.11.1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多致。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の被損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特の小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	35.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22k m)×2里19町(10k m)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被害、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.6 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い
1968.7.1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50k mのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家被損1、栃木で負傷1名
1989.2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、塼、車、窓ガラス等破損、熊谷で震度3。
2011.3.11	9.0	38° 6.2'N 142° 51.6'E	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

(埼玉県地域防災計画より)

資料1-2 戦後における埼玉県の風水害

	年 月 日 名 称	被 害 状 況
1	昭和 22 年 9 月 15 日 カスリーン台風	秩父で 611mm の大雨。県内の 124 か所で堤防が決壊。利根川堤防の決壊により、県東部で大災害が発生。り災者 40 万人、死傷者 1,400 人。
2	昭和 33 年 9 月 26 日 台風 22 号	山岳部で 300mm 平野部で 400mm の大雨。死傷者 5 名、床上浸水 11,563 戸、堤防決壊・亀裂 24 か所等の被害が発生。川口市、戸田市に災害救助法を適用。
3	昭和 41 年 6 月 28 日 台風 4 号	降雨量は秩父 244mm 川越 331mm 浦和 267mm。死者 6 名、床上浸水 17,500 戸等の被害が発生。広域で浸水又は冠水。富士見市、足立町、川口市、浦和市、蕨市、行田市、戸田町に災害救助法を適用。
4	昭和 41 年 9 月 25 日 台風 26 号	県内全域に死者 28 名、床上浸水 6,699 戸、家屋被害、土砂崩れなど、人的、物的に大きな被害をもたらす。被害は記録的な暴風による家屋倒壊が大きかった。県内では、52 市町村に災害救助法を適用。
5	昭和 54 年 10 月 17 日 台風 20 号	死者 2 名、床上浸水 879 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。15 市 10 町 5 村で災害対策本部を設置。
6	昭和 56 年 10 月 22 日 台風 24 号	床上浸水 2,119 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。36 市町村で災害対策本部を設置。
7	昭和 57 年 8 月 1 日 台風 10 号	死者 4 名、床上浸水 151 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。19 市町村で災害対策本部を設置。
8	昭和 57 年 9 月 12 日 台風 18 号	死者 1 名、床上浸水 13,760 戸等、平野部を中心に県内全域に大きな被害が発生。36 市町村で災害対策本部を設置。9 市に災害救助法を適用。
9	昭和 58 年 8 月 14 日 台風 5,6 号	死者 1 名、床上浸水 4 戸等、県内全域に風と雨による被害が発生。11 市町村で災害対策本部を設置。
10	昭和 60 年 7 月 1 日 台風 6 号	床上浸水 704 戸等、県内全域に風と雨による被害が発生。13 市町村で災害対策本部を設置。
11	昭和 61 年 8 月 5 日 台風 10 号	県内において 200mm を超える大雨。死者 1 名、床上浸水 6,060 戸等、県南部を中心に被害が発生。草加市に災害救助法を適用。
12	平成 3 年 9 月 19 日 台風 18 号	県内において 200mm を超える大雨。県南部及び東部を中心に床上浸水 6,382 棟等の被害が発生。21 市 6 町で災害対策本部が設置。与野市、草加市、志木市、朝霞市及び富士見市の 5 市に災害救助法を適用。
13	平成 5 年 8 月 27 日 台風 11 号	県内各地で 200mm を超える大雨。床上浸水 2,060 棟等の被害が発生。19 市町で災害対策本部を設置。
14	平成 8 年 9 月 22 日 台風 17 号	床上浸水 761 棟等、風と雨による被害が発生。12 市町で災害対策本部を設置。与野市に災害救助法を適用。
15	平成 10 年 8 月 28 日 台風 4 号	床上浸水 814 棟等の被害が発生。8 市で災害対策本部を設置。川越市に災害救助法を適用。
16	平成 10 年 9 月 15 日 台風 5 号	秩父地方では 250mm を超える大雨。床上浸水 585 棟等の被害が発生。5 市で災害対策本部を設置。与野市に災害救助法を適用。
17	平成 12 年 7 月 7 日 台風 3 号	床上浸水 599 棟等の被害が発生。6 市町で災害対策本部を設置。川越市に災害救助法を適用。
18	平成 16 年 10 月 9 日 台風 22 号	県内各地で 200mm を超える大雨。床上浸水 1594 棟等の被害が発生。7 市町で災害対策本部を設置。

19	平成 25 年 9 月 16 日 台風 18 号	床上浸水 27 棟等の被害が発生。熊谷市、行田市及び滑川町で竜巻が発生。2 市で災害対策本部を設置。熊谷市に災害救助法を適用。
20	平成 27 年 9 月 8 日 関東東北集中豪雨	床上浸水 880 棟等の被害が発生。5 市 2 町で災害対策本部を設置。

(埼玉県地域防災計画より抜粋)

資料1-3 災害時応援協定一覧

資料番号	協定名	協定締結先	協定年月日
資料1-4	防災啓発情報等に関する協定	NTTタウンページ株式会社	平成29年4月3日
資料1-18	災害時の情報交換に関する協定(関東地方整備局)	国土交通省関東地方整備局	平成23年4月1日
資料1-20	大規模災害時における三芳町庁舎等の一時使用に関する協定書	東入間警察署	平成22年4月1日
資料1-21	カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書	大東ガス株式会社、東京ガス株式会社	令和4年1月31日
資料1-22	三芳町と飯能信用金庫との包括連携に関する協定	飯能信用金庫	令和6年2月7日
資料1-23	三芳町と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定	明治安田生命保険相互会社 川越支社	令和6年2月16日
資料1-24	電気自動車の活用等によるSDGs連携協定書	日産プリンス埼玉販売株式会社、日産自動車株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社	令和3年12月20日
資料1-25	地域課題解決に向けた包括連携に関する協定書	株式会社JVCケンウッド、三和富士交通株式会社	令和2年10月1日
資料1-26	三芳町と埼玉縣信用金庫との地方創生に係る包括連携・協力に関する協定書	埼玉縣信用金庫	平成30年6月18日
資料1-27	三芳町と東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に係る包括連携協定書	東京海上日動火災保険株式会社	平成30年10月31日
資料1-28	三芳町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	三芳郵便局	令和2年7月31日
資料2-3	埼玉県下消防相互応援協定書	埼玉県下の市町村及び消防組合	平成19年7月1日
資料2-4	入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定	入間東部地区消防組合、川越地区消防組合	平成14年4月1日
資料2-5	入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定	入間東部地区消防組合、朝霞地区一部事務組合	平成10年10月1日
資料2-6	入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定	入間東部地区消防組合、さいたま市	平成18年9月20日
資料2-7	入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合消防相互応援協定	入間東部地区消防組合、埼玉西部消防組合	平成25年4月1日
資料2-16	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成20年10月8日
資料2-17	災害時における一時避難所及び電源供給に関する協定書	株式会社倉業サービス	令和2年2月3日
資料2-18	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	令和2年9月9日
資料2-19	災害時における物資の輸送に関する協定書	社団法人埼玉県トラック協会所沢支部	平成24年10月4日
資料2-20	災害時におけるバス利用に関する協定書	(社)埼玉県バス協会西部地区部会	平成21年10月26日
資料2-22	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県及び埼玉県下の市町村、消防組合	平成3年3月29日
資料2-23	埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領	埼玉県防災航空隊	平成3年4月1日
資料2-29	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	平成19年5月1日
資料2-30	災害時における相互援助に関する協定書(2市1町)	富士見市、ふじみ野市	平成20年3月14日
資料2-31	豊島区と三芳町との非常災害時における相互援助に関する協定書	東京都豊島区	平成9年2月10日
資料2-32	三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定書	栃木県上三川町	平成27年11月16日
資料2-33	三芳町・津南町災害時における相互応援に関する協定	新潟県津南町	令和元年9月7日
資料2-34	三芳町・上里町災害時における相互応援に関する協定	埼玉県上里町	令和元年10月28日
資料2-35	埼玉県三芳町と神奈川県山北町との災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県山北町	令和4年2月18日
資料2-36	埼玉県入間郡三芳町と静岡県駿東郡小山町との自治体間連携協力に関する基本協定	静岡県小山町	令和6年2月7日
資料2-37	災害時の情報連絡活動に関する協定書	ダイヤモンド交通(有)、三和富士交通(株)、川越乗用自動車(株)、鶴瀬交通(株)、(有)みずほ昭和、東上ハイヤー(株)	平成20年9月1日
資料2-41	地域コミュニティ情報の配信に関する協定	特定非営利活動法人安心安全ネットワークきずな	平成23年7月1日
資料2-42	災害時における放送等に関する協定 さいたま	株式会社ジェイコムさいたま	平成30年6月15日
資料2-43	災害時における放送等に関する協定 北関東	株式会社ジェイコム北関東	平成30年6月15日
資料2-44	災害時における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成30年7月18日
資料2-45	災害時における被害調査の支援に関する協定	三協測量設計株式会社	平成29年4月18日
資料2-47	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人東入間医師会	令和6年9月1日
資料2-48	災害時の医療救護活動に関する実施細目	一般社団法人東入間医師会	令和6年12月1日

資料番号	協定名	協定締結先	協定年月日
資料2-49	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	三芳歯科医師会	平成30年9月26日
資料2-53	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書	(社)全国霊柩自動車協会	平成20年8月7日
資料2-57	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成29年10月20日
資料2-60	災害時における一時避難所に関する協定書	大日本印刷株式会社	令和3年1月14日
資料2-61	災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	三芳町福祉施設連絡協議会	平成24年8月23日
資料2-62	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	平成27年2月12日
資料2-63	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成27年1月23日
資料2-69	震災時における緊急設備支援に関する協定書	(株)セレスポ	平成20年4月1日
資料2-70	災害時における仮設トイレの設置等に関する協定	日野興業株式会社 埼玉支店	平成30年10月1日
資料2-71	災害時における石油類燃料の確保及び供給の協力に関する協定	埼玉県石油商業組合入間東部支部三芳班	平成28年8月18日
資料2-73	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(さいたまコープ)	生活協同組合さいたまコープ	平成25年1月23日
資料2-74	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(いるま野農協)	いるま野農業協同組合	平成21年7月1日
資料2-75	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)マミーマート	平成27年8月19日
資料2-76	災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社カスミ	令和3年3月19日
資料2-77	災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社 有村紙工	令和2年2月3日
資料2-78	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	令和6年9月13日
資料2-79	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書	ダイドードリンコ株式会社	令和6年9月13日
資料2-80	上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書	埼玉県大久保浄水場	平成31年2月1日
資料2-81	応急給水装置の貸与及び使用に関する確認書	埼玉県企業局水道部	平成26年11月10日
資料2-82	水道緊急連絡管の整備及び相互応援給水に関する協定書	富士見市	平成26年12月24日
資料2-83	非常災害時における緊急支援に関する協定書	三芳町災害対策協力会	平成19年6月11日
資料2-84	災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定書	埼玉県LPガス協会所沢支部	令和7年3月13日
資料2-85	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成29年3月27日
資料2-86	災害時における被災者相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成28年3月23日
資料2-87	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	平成28年7月19日
資料2-92	災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱及び協定	埼玉県清掃行政研究協議会	平成20年7月15日
資料2-94	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書	社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	平成18年6月17日
資料2-95	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書	社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	平成18年6月16日
資料2-97	災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書	三芳郵便局	平成25年9月2日
資料2-98	災害発生時の協力に関する覚書	三芳郵便局	令和2年7月31日

防災啓発情報等に関する協定書

三芳町（以下、「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下、「乙」という。）とは、地震、風水害、津波、土砂災害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報の発信に相互に協力するものとし、町民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の強化につなげることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（発信の方法）

第1条 乙は、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）若しくは西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）が発行又は乙が編集・発行・運営する次の媒体（以下、「媒体」という。）に甲が提供する防災啓発情報等を掲載して、防災啓発上等を発信する。

- （1） タウンページ
- （2） 防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体
- （3） Iタウンページ等のWEBサイト

（手続）

第2条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

2 甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。

3 乙は、前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、提供を受けた情報を取捨選択、加工、編集等を行うことができるものとする。

4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報等の趣旨・内容が適切に記載されるために意見を述べることができるものとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。

5 前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために媒体の発行又は運営に関して通常のコストを超える費用を費やさなければならないときは、甲及び乙は、協議の上、甲の負担部分を決定する。

6 前項の協議が整わない場合、乙は、通常のコストの範囲において、甲から提供を受けた防災啓発情報等を掲載する。

（発信情報に関する責任）

第3条 防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し、対応するものとする。

2 前項にかかわらず、甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に対し、一切の責任を負う。

(発信の変更・中止)

第4条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対し事前通知の上、その全部又は一部を変更または中止することができる。この場合、乙は甲に対し、いかなる席も追わないものとする。

(著作権)

第5条 甲が提供する防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとし、乙が提供を受けた防災啓発情報等を本協定に定める以外の他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・機関を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、NTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・機関を明らかにした上でNTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。

3 前2項に基づき承諾を受けた目的・方法・範囲・期間を超えて利用することはできない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

(協定の解約)

第8条 甲又は乙は、本協定の有効期間中であっても、相手方に対して1年前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

(その他)

第9条 甲乙間で、本協定の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの協定にさだめのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通保

有する。

平成 29 年 4 月 3 日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 8 号
NTTタウンページ株式会社
代表取締役 岡田 昭彦

資料i-5 三芳町防災会議条例

○三芳町防災会議条例

昭和37年12月25日

条例第36号

改正 昭和53年3月16日条例第9号

平成9年3月10日条例第5号

平成12年3月10日条例第13号

平成24年12月21日条例第37号

平成30年3月28日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、三芳町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三芳町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者

- (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 入間東部地区事務組合の消防長及び町の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、4人、1人、6人、6人及び3人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県職員の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事務に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第9号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第13号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第14号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○三芳町地域防災検討委員会規程

平成24年1月10日

告示第5号

(設置)

第1条 町の災害対策について、町内の住民及び関係機関の意見を反映させるため、三芳町地域防災検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三芳町地域防災計画に係る地域課題の抽出、検討及び提言に関する事項
- (2) その他町の総合的な災害対策に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から三芳町防災会議の会長（以下「会長」という。）が任命する。

- (1) 三芳町行政連絡区を代表する者
- (2) 町内の自主防災組織を代表する者
- (3) 三芳町消防団を代表する者
- (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、町の災害対策に関する活動を行う町内の団体・機関を代表する者
- (5) 町立学校の長
- (6) 三芳町災害対策検討会議規程第3条第1項に定める町職員
- (7) 第1号から前号までに掲げる者のほか、災害対策に関して特に識見を有すると会長が認めた者

2 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ前項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる委員の中から互選により定める。

(会議)

第4条 検討委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(報告)

第5条 委員長は委員会の検討結果を会長に報告し、会長はその内容を三芳町防災会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、地域振興課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成24年1月10日から施行する。

三芳町災害対策検討会議規程

(設置)

第1条 三芳町災害対策本部条例（昭和37年三芳町条例第37号）第4条の規定に基づき、平常時において町の災害対策を検討するため、三芳町災害対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三芳町地域防災計画その他町の総合的な災害対策の見直しに係る庁内の調整に関する事項
- (2) 災害時における役場の組織体制に関する事項
- (3) 災害に係る予防対策、応急対策及び復興対策に関する事項
- (4) 被災地支援、避難者受入その他広域災害対応に関する事項
- (5) その他、災害対策に関して町長から指示を受けた事項

(組織)

第3条 検討会議は、議長、副議長及びメンバー若干名をもって組織し、メンバーは、町長が三芳町災害対策本部組織を勘案して、職員の中から任命する。

- 2 議長は副町長、副議長は教育長をもってこれにあてる。
- 3 議長は、検討会議を円滑に進行するため、下部組織として副課長以下の職員により調査研究部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

(会議)

第4条 検討会議は、議長が必要と認めたとき随時開くものとし、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、メンバー以外の関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第5条 議長は、検討会議の結果をその都度町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 検討会議及び調査部会の庶務は、自治安心課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については議長が別に定める。

三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、休日・勤務時間外における大規模な災害発生に備えて、避難所を速やかに開設する職員をあらかじめ指定することにより、災害時における住民の混乱を最小限に留め、避難所運営への円滑な移行を図ることを目的とする。

(対象避難所)

第2条 この規程が対象とする避難所は、三芳町地域防災計画（以下、「計画」という。）及び三芳町地域防災初期行動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定める指定避難所とする。

(指定職員の任命)

第3条 緊急避難対応班職員（以下「指定職員」という。）は、毎年4月1日に町長が任命する。ただし、年度途中の住所変更や人事異動に伴い所属先に変更が生じたときは、異動日を基準として任命する。

2 指定職員は、災害対策本部直轄の緊急避難対応班に属し、休日・勤務時間外の災害時初期行動にあつては、本来所属する災害対策本部の部・班の業務に優先して、当該業務にあたることとする。

(職員の指定基準)

第4条 指定職員の対象となる職員は、原則として次の各号に定める者を除き、町内及び隣接する市に居住する職員とする。

- (1) 係長相当職以上の者
- (2) 計画に定める災害対策本部組織のうち、総務部庶務班及び情報部情報1班に所属する者
- (3) その他特別な事情により避難所に速やかに参集できない者

2 指定職員は、マニュアルに基づき、原則としてその居住地を対象エリアとする避難所を担当するものとする。

(避難所の開設)

第5条 指定職員は、休日・勤務時間外に次の各号に定める状況が発生した場合で、担当する避難所の施設管理者が到着していないときは、避難所を開錠・開設し、又はその準備体制を整えるものとする。

- (1) 三芳町で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震注意情報、又は東海地震予知情報が発表されたとき。
- (3) その他、準備情報がない相当規模の災害が発生し、避難者が生じると見込まれるとき。

2 前項の実施にあたっては、当該避難所の安全性を確認するとともに、担当エリアの被災状況に鑑み、自ら開設を判断するものとする。

(指定職員の業務)

第6条 指定職員は、前条の規定により避難所の開設を行ったときは、災害対策本部へ報告するとともに、当該避難所の施設管理者及び地域防災組織と協力して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 避難者の受付及び収容
- (2) 避難者数の把握
- (3) 前2号に定めるもののほか、マニュアルに定める業務

2 指定職員は、災害対策本部中、当該エリア担当の避難所班が到着した時は、業務の

引継ぎを行い、本来所属する災害対策本部の部・班の業務に移行するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、災害対策本部長は、避難所班の体制と避難者の状況に鑑み、指定職員を、当分の間、当該避難所班長の指揮下で避難所支援業務にあたらせることができる。

(グループリーダー等の選任と鍵の保管)

第7条 町長は、指定職員の中から、避難所ごとにグループリーダー及びサブリーダー(以下「リーダー等」という。)を選任し、当該避難所の鍵を貸与するものとする。

- 2 グループリーダーは、当該避難所を担当する指定職員グループを指揮し、サブリーダーはグループリーダーを補佐するとともに、グループリーダーが不在の時はその職務を代理する。
- 3 リーダー等は、常に当該避難所の鍵を管理し、第5条の事態に備えるものとする。
- 4 リーダー等は、この規程に定める目的以外は、当該避難所の鍵を使用してはならない。
- 5 リーダー等がその任を解かれた時は、速やかに当該避難所の鍵を防災主管課に返却するものとする。

(応援の要請)

第8条 前条に定めるグループリーダーは、避難所を開設した場合において、人員の不足により業務が遂行できないと判断したときは、災害対策本部に対して応援を要請することができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

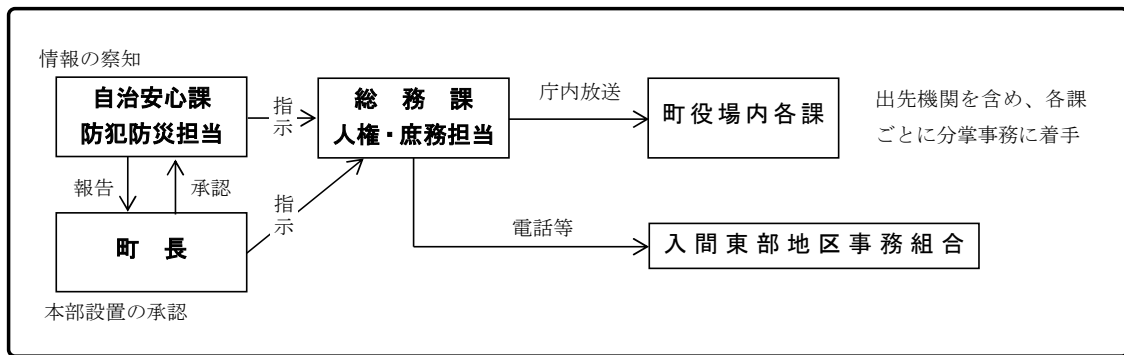
附 則 (平成31年訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

資料1-9 職員の動員連絡方法

自治安心課より庁内放送・防災行政無線・電話等を使用し、各課の課長を通じて動員する。

① 警戒体制



資料i-10 三芳町災害対策本部条例

○三芳町災害対策本部条例

昭和37年12月25日

条例第37号

改正 平成23年6月17日条例第13号

平成24年11月22日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、三芳町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

三芳町災害対策本部に関する要綱

平成元年4月28日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町災害対策本部条例（昭和37年三芳町条例第37号）第4条の規定に基づき、三芳町災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び組織並びに運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部の設置は、町の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合でその必要を認めるとき町長が設置するものとする。

(職員の責務)

第3条 すべての町の職員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

(位置及び組織)

第4条 本部は、職員のうちから本部長が指定した職員をもって編成し、その本部は、三芳町役場内に置く。

2 本部の編成及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

3 部は、部長、班長及びその他の部員を置く。

4 緊急避難対応班は、三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程（平成25年三芳町訓令第3号）に基づいて置くものとする。

(設置の通知等)

第5条 総務部長は、本部を設置した場合直ちに職員に通知するとともに関係機関等に通知するものとする。

(現地本部の設置)

第6条 非常災害又は激甚な災害が発生した場合において、災害対策の円滑を期するため、本部長が必要と認めるときは、現地本部を設置することができる。

2 現地本部の標準的構成は、別表第2の通りとする。

(本部室の開設)

第7条 本部室は、本部が設置された場合に開設する。

2 本部室は、特に定める場合のほか三芳町役場内とする。

3 本部室は、本部長、副本部長及び本部員の参集並びに本部会議に使用する。

4 本部室入口には、「三芳町災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

(本部員の参集)

第8条 本部員は、本部が設置されたときは、直ちに本部室に参集するものとする。

(本部会議)

第9条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項の決定並びに総合調整を行うものとする。

(体制の種別及び配備区分)

第10条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における配備区分は、次の各号により職員を動員するものとする。

(1) 待機体制（特定の職員が参集して災害に備える態勢）

災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集および報告並びに警報等の伝達を任務として活動する態勢

(2) 警戒体制（警戒本部を設置して応急対策にあたる態勢）

ア 第1配備 軽微な災害が発生した場合、又は被害が拡大する恐れがある場合において、災害状況の調査及び応急対策活動に即応できるように職員を配備して活動する態勢

イ 第2配備 災害が発生した場合、又は相当規模の災害が予想される場合において、応急対策活動及び指定避難所の開設ができるよう職員を配備して活動する態勢

(3) 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する態勢）

相当規模の災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する態勢

2 前項における配備区分に必要な動員計画は、別に定めるものとする。

(被害状況の報告等)

第11条 各部長は、被害状況を各班、関係機関等を通じ調査し、発生速報（様式第1号）、経過速報（様式第2号）、確定報告（様式第3号）により、本部長に報告するものとする。

2 被害状況について、報道機関又は関係機関等に発表若しくは通報する場合は、本部長の指示により総務部長が行うものとする。

(本部の閉鎖)

第12条 本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策又は応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖する。

2 本部を閉鎖したときは、本部長は直ちに第5条の定めに基づいて通知するものとする。

3 現地本部は、本部が閉鎖されたとき自動的に閉鎖されるものとする。

(腕章及び標旗)

第13条 災害時において、現場活動に従事する本部長、副本部長、各部部长及びその他の部員は、必要により腕章(様式第4号)及び標旗(様式第5号)を使用するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 三芳町災害対策本部に関する要綱(昭和46年三芳町告示第55号)は、廃止する。

別表第1

1 編成



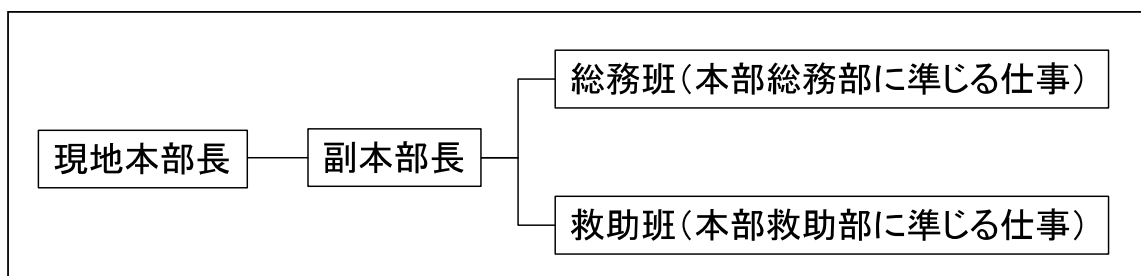
2 事務分掌

職名	担当者	分担事務
本部長	町長	災害対策本部を統括し、部員を指揮、監督する。
副本部長	副町長 教育長	本部長を補佐し本部長に事故あるときは、職務を代行する。(順位は、第1に副町長、第2に教育長とする。)
本部員	各課長(本部長の指定を受けた職員)	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地にて各班の指揮をとる。

備考 各部班の事務分掌については、三芳町地域防災計画に定めるところによる。

別表第2

現地本部の構成



備考: 現地本部の本部長以下各責任者は、情勢に応じ、本部長又は副本部長が定める。

様式第1号

発 生 速 報

日 時 分 受信	発信者		受信者	
1 被害発生	自	月	日	時 分
	至	月	日	時 分
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する措置				
5 その他必要事項				

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

経過速報

		発信者				受信者								
災害の種別				発生地域										
被害報告		月 日		時 分		現在								
報告区分		発生		経過										
区分			被害		区分			被害						
人的被害	死者		人		田畑被害	流失・埋没		ha		流失		埋没		
	行方不明者		人			冠水		ha						
	負傷者	重傷		人		流水・埋没		ha		流失		埋没		
		軽傷		人		冠水		ha						
					道路被害	決壊		箇所						
住家被害	全壊(焼) (流失)		棟		その他被害	冠水		箇所						
			世帯			文教施設		箇所						
			人			病院		箇所						
	半壊(焼)		棟			橋梁		箇所						
			世帯			河川		箇所						
			人			砂防		箇所						
	一部破損		棟			清掃施設		箇所						
			世帯			崖くずれ		箇所						
			人			鉄道不通		箇所						
	床上浸水		棟			被害船舶		隻						
			世帯			水道		戸						
			人			電話		回線						
	床下浸水		棟			電気		戸						
世帯			ガス		戸									
人			ブロック塀等		箇所									
非住家被害	公共建物		全壊(焼)		棟		り災世帯数		世帯					
			半壊(焼)		棟		り災者数		人					
	その他		全壊(焼)		棟		建物		件					
			半壊(焼)		棟		危険物		件					
							火災発生		その他		件			

確定報告

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

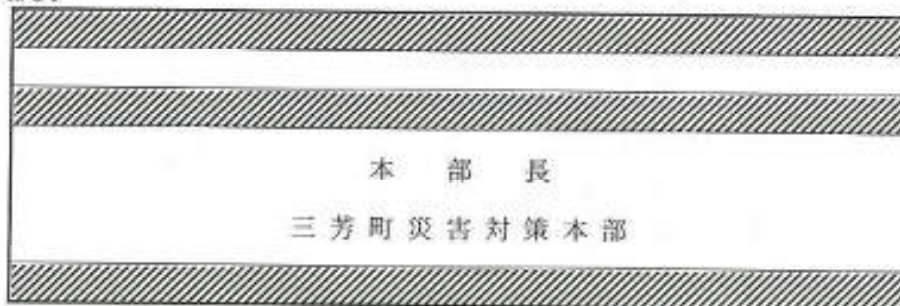
区分		被害		区分		被害					
人的被害	死者	人		田畑被害	流失・埋没	ha	流失		埋没		
	行方不明者	人			冠水	ha					
	負傷者	重傷	人			流水・埋没	ha	流失		埋没	
		軽傷	人			冠水	ha				
					道路被害	決壊	箇所				
住家被害	全壊(焼) (流失)	棟		その他被害	冠水	箇所					
		世帯			文教施設	箇所					
		人			病院	箇所					
	半壊(焼)	棟			橋梁	箇所					
		世帯			河川	箇所					
		人			砂防	箇所					
	一部破損	棟			清掃施設	箇所					
		世帯			崖くずれ	箇所					
		人			鉄道不通	箇所					
	床上浸水	棟			被害船舶	隻					
		世帯			水道	戸					
		人			電話	回線					
	床下浸水	棟			電気	戸					
		世帯			ガス	戸					
		人			ブロック塀等	箇所					
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数	世帯					
		半壊(焼)	棟		り災者数	人					
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物	件				
						危険物	件				
		半壊(焼)	棟			その他	件				

区 分		被 害	
公 立 文 教 施 設	千円		
農 林 水 産 業 施 設	千円		
公 共 土 木 施 設	千円		
そ の 他 の 公 共 施 設	千円		
小 計	千円		
そ の 他	農 産 被 害	千円	
	林 産 被 害	千円	
	畜 産 被 害	千円	
	水 産 被 害	千円	
	商 工 被 害	千円	
	そ の 他	千円	
被 害 総 額	千円		

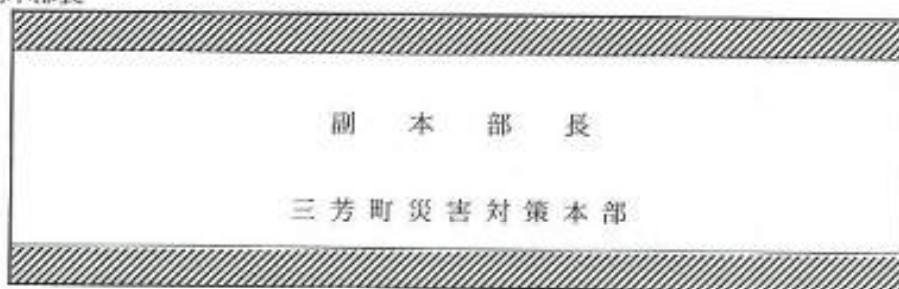
様式第4号

腕 章

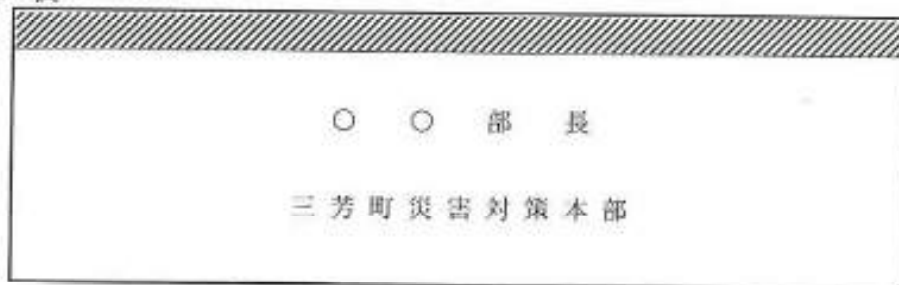
1. 本部長



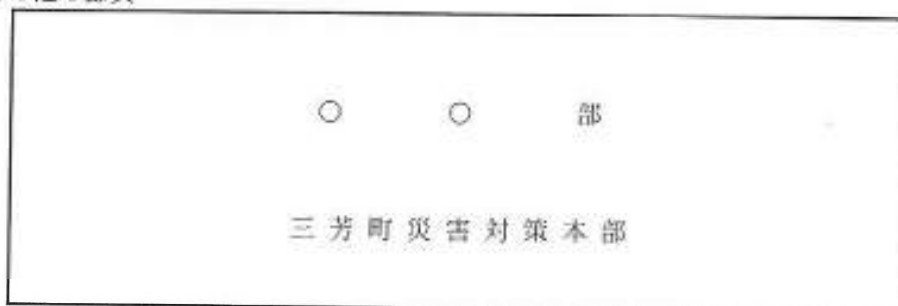
2. 副本部長



3. 部長

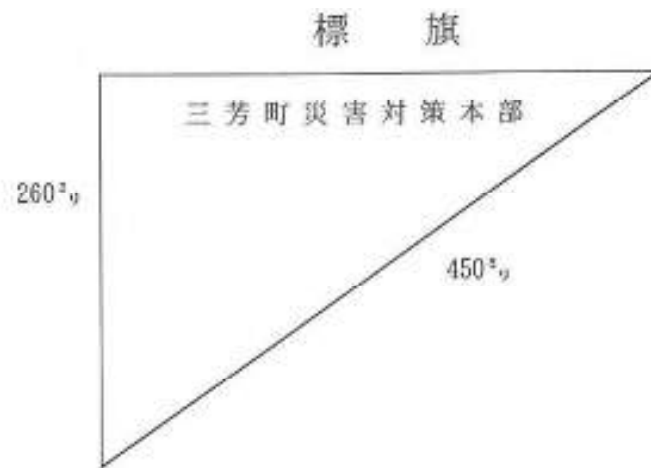


4. その他の部員



- 備考 1. 地色は黄、文字を黒とし、斜線部分を赤とする。
2. 大きさは、それぞれ縦9センチメートル、横37センチメートルとする。

様式第5号



備考 1. 地色は黄、文字を黒とする。

資料1-12

○三芳町災害対策本部職員被服貸与規程

昭和53年 8月21日

規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、三芳町災害対策本部に関する要綱（昭和46年告示第55号）に規定する職員のうち、男子職員（以下「職員」という。）に対する被服等（以下「貸与品」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 町長は、職員に対し、予算の範囲内において、次条各号に掲げる貸与品を貸与する。

(貸与品目及び数量)

第3条 貸与品目及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 雨合羽（上・下） 1着
- (2) 安全帽 1個
- (3) ゴム長靴 1足

(貸与期間)

第4条 貸与品の貸与期間は、当該職員がその身分を保有する間とする。

(遵守事項)

第5条 貸与品の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、貸与品を常に適切な注意をもって使用し、保管しなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与の目的に従い、その職務遂行中、常に貸与品を着用しなければならない。
- 3 貸与品は、これを他人に譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。
- 4 補修、洗たくその他貸与品の保管上必要な処置は、特に所属長の承認を得た場合を除くほか、すべて被貸与者の負担において行うものとする。

(事故等の届出及び損害賠償)

第6条 被貸与者は、貸与品を滅失し、又は使用に堪えない程度にき損したときは、速やかに文書により所属長に届け出なければならない。

2 所属長は、被貸与者から前項の届出を受けたときは、理由を調査し、被服再貸与申請書(様式第1号)を添えて町長に報告しなければならない。

3 町長は、前項の報告を受けた場合において、その理由がやむを得ないものであると認めたときは、予算の範囲内において再貸与の措置をとることができる。

4 町長は、貸与品の滅失又はき損が被貸与者の怠慢又は不注意によるものであると認めたときは、当該被貸与者に対し、弁償させることができる。この場合において、弁償額は、そのつど町長が定める。

(返納及び再貸与)

第7条 被貸与者は、退職又は職員としての身分を失ったときは、速やかに貸与品を町長に返納しなければならない。

2 返納された貸与品のうち、なお使用に堪える見込みのあるものについては、これを再貸与することができる。

(被服貸与簿)

第8条 町長は、被服貸与簿(様式第2号)を備え、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則(平成14年規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

災害対策本部職員被服再貸与申請書

年 月 日

三芳町長 様

所 属 名
職 名
氏 名

下記のとおり滅失(き損)したので再貸与されるよう申請いたします。

記

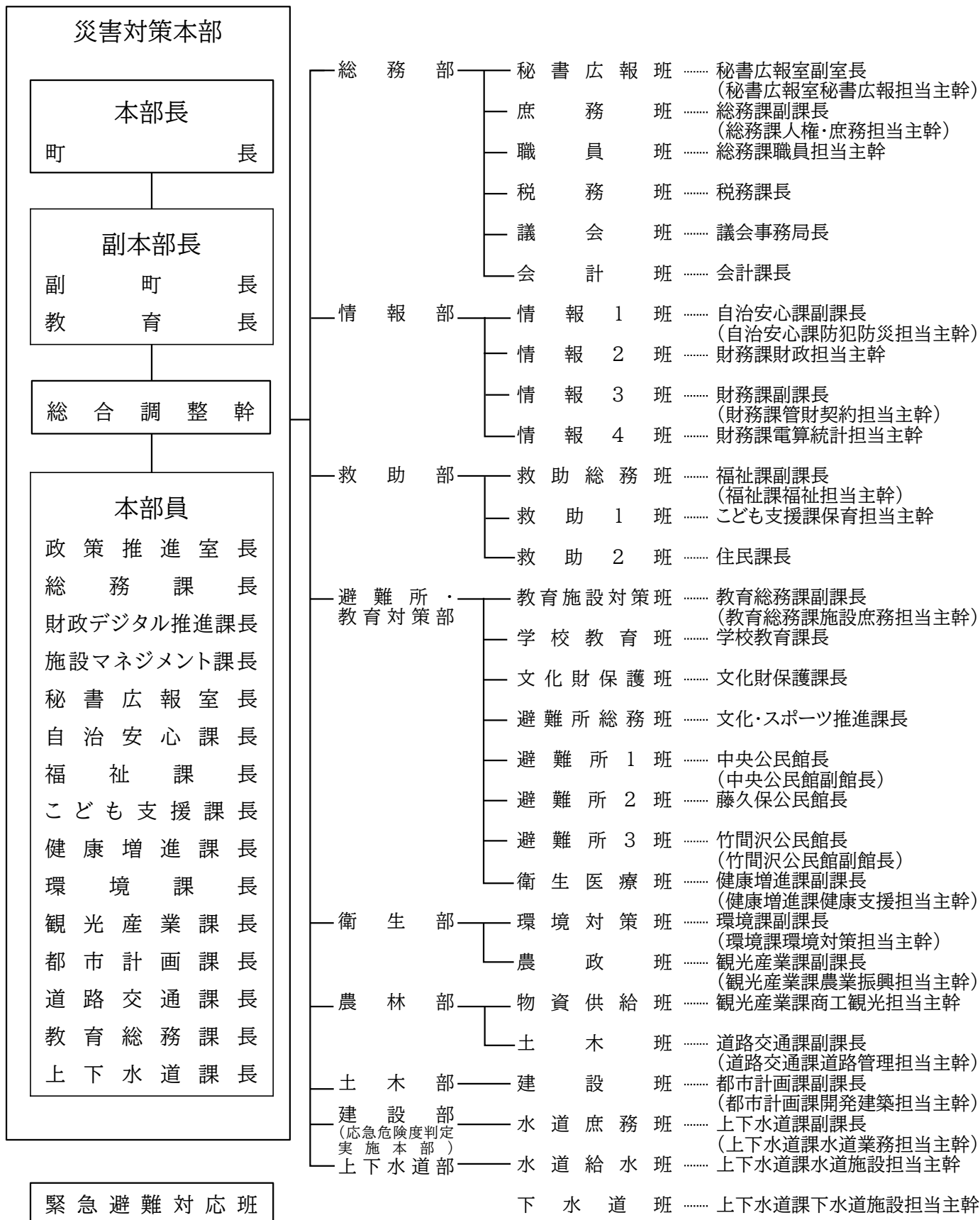
- 1 貸与品の種類
- 2 滅失(き損)の年月日 年 月 日
- 3 滅失(き損)の理由

様式第2号(第8条関係)

被 服 貸 与 簿

番号	氏名	所属	貸与年月日			減失(含損)	返納	備考	認印
			雨合羽	安全帽	ゴム長靴	年月日	年月日		

資料1-13災害対策本部の組織編成系統図



※夜間・休日等勤務時間外発災時に、住民の避難完了までの概ね12時間設置する

※班長である副課長等が配置のない時は、()内の主幹を班長とする。

資料 1-14 災害対策本部の事務分掌

職名	担当者	分担事務
本部長	町長	災害対策本部を統括し、部員を指揮・監督する。
副本部長	副町長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代行する。 (順位は、第一に副町長、第二に教育長とする。)
本部員	総合調整幹 政策推進室長 総務課長 財務課長 秘書広報室長 自治安心課長 福祉課長 こども支援課長 健康増進課長 環境課長 観光産業課長 都市計画課長 道路交通課長 教育総務課長 上下水道課長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地にて各班の指揮をとる。

資料1-15配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集	所掌事務
	緊急避難 対応班	参集者	参集者	参集者(全職員)	1 指定避難所への誘導に関する事 2 指定避難所の開設に関する事 3 現地本部の設置に関する事 4 担当エリアの被害状況報告に関する事
総務部	秘書広報班	班長：秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹)	班長：秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	班長：秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者に関する事 3 災害情報等の広報・広聴に関する事 4 報道機関との連絡調整に関する事 5 被害状況等の報道に関する事 6 他の緊急を要する班(特に避難所1班)の応援に関する事 7 遠隔被災地への救援物資の受付及び管理に関する事
	庶務班	班長：総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	班長：総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	班長：総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員の招集に関する事 3 本部会議に関する事 4 本部長命令、その他指令の伝達に関する事 5 県災害対策本部との連絡に関する事 6 警報の受理、避難の勧告又は指示に関する事 7 消防・警察・自衛隊・県・他自治体等の公共機関への応援要請に関する事 8 本部の受援体制に関する事 9 救助2班の各種行政相談への協力に関する事 10 災害救助法の適用申請に関する事 11 本部体制時の庶務に関する事 12 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 13 部内の職員の動員・参集に関する事
	職員班	班長：総務課職員担当主幹	班長：総務課職員担当主幹	班長：総務課職員担当主幹 ・総務課職員担当	1 職員の配置状況に関する事 2 職員の公務災害に関する事(災害従事者の損害補償等)

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集	所掌事務
情報部 ◎自治安心課長 ○財政デジタル 推進課長	班	参集者	参集者	参集者(全職員)	3 災害時における職員の給与・食料に関すること 4 町外の災害ボランティアの受入決定に関すること 5 遠隔被災地への人的支援(職員派遣等)に関すること
	税務班	班長: 税務課長	班長: 税務課長	班長: 税務課長 ・税務課	1 税の減免に関すること 2 災害時の税制に関すること 3 罹災納税者の調査に関すること 4 固定資産の被災調査及び住家被害認定に関すること 5 他の緊急を要する班の応援に関すること
	議会班	班長: 議会事務局長	班長: 議会事務局長	班長: 議会事務局長 ・議会事務局	1 議会災害対策支援本部に関すること 2 他の緊急を要する班の応援に関すること
	会計班	班長: 会計課長	班長: 会計課長	班長: 会計課長 ・会計課	1 町への災害義援金の受付、管理及び配布に関すること 2 出納及び経理に関すること 3 他の緊急を要する班の応援に関すること
	情報1班	班長: 自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	班長: 自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	班長: 自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	1 本部の設置準備に関すること 2 地震情報の収集及び町内被害状況のとりまとめに関すること 3 現地本部及び指定避難所の設置に関すること 4 一時避難所としての集会所の開放に関すること 5 防災関係機関との情報共有に関すること 6 行政連絡区・自主防災組織との連絡調整に関すること 7 防災行政無線の管理・運用に関すること 8 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の管理・運用に関すること 9 帰宅困難者に関する情報収集及び対策に関すること 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参集に関すること

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集	所掌事務
	班	参集者	参集者	参集者(全職員)	
	情報2班	班長:財政デジタル推進課財政担当主幹	班長:財政デジタル推進課財政担当主幹	班長:財政デジタル推進課財政担当主幹 ・財政デジタル推進課財政担当	1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること
	情報3班	班長:財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主幹)	班長:財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主幹)	班長:財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主幹) ・財政デジタル推進課管財契約担当	1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること 5 情報収集及び広報のための移動手段の確保及び配車に関すること 6 災害対策用燃料の確保に関すること 7 庁舎内の被害状況確認に関すること
	情報4班	班長:財政デジタル推進課電算統計担当主幹	班長:財政デジタル推進課電算統計担当主幹	班長:財政デジタル推進課電算統計担当主幹 ・財政デジタル推進課電算統計担当	1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること 5 情報機器の保守・運用に関すること 6 システムの復旧に関すること
救助部 ◎福祉課長 ○こども支援課	救助総務班	班長:福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長:福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長:福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	1 避難所における罹災者の保護に関すること 2 罹災者の救出・捜索及び被害状況調査に関すること 3 災害時要援護者の救護に関すること 4 福祉避難所の開設・運営に関すること 5 罹災者に対する食料、生活必需品など救助物資の調達及び福祉相談に関すること 6 社会福祉施設の被害状況調査に関すること 7 帰宅困難者の支援に関すること 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること 9 民生委員・社会福祉協議会・西部福祉事務所・各福祉施設との連絡調整に関すること 10 避難所総務班との連絡調整に関すること 11 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 12 部内職員の動員・参集に関すること

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
					13 遠隔被災地への義援金の受付及び管理に関する こと 14 遠隔被災地での町民のボランティア活動に係る調 整に関すること
	救助1班	班長:子ども支援課保育担当主幹 ・子ども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援セン ターを含む。児童館、学童保育室は除 く)	班長:子ども支援課保育担当主幹 ・子ども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援セン ターを含む。児童館、学童保育室は除 く)	班長:子ども支援課保育担当主幹 ・子ども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援セン ターを含む。児童館、学童保育室は除 く)	1 児童福祉施設等危機管理マニュアルに基づく児 童・利用者の保護、安全確保及び避難に関するこ と 2 児童施設の被害状況調査に関すること 3 児童の保護者への連絡に関すること 4 罹災者の救出・捜索に関すること 5 災害時要援護者の救護に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること 7 私立保育園に対する情報伝達に関すること 8 部内の応援に関すること
	救助2班	班長:住民課長	班長:住民課長	班長:住民課長 ・住民課 (出張所を除く)	1 被災者台帳の整備及び安否情報に関すること 2 罹災証明その他諸証明に関すること 3 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関 すること 4 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体 との連絡調整に関すること 5 遺体の収容に関すること 6 罹災者に対する各種行政相談に関すること
避難所・教育対策 部 ◎教育総務課長 ○子ども支援課副 課長	教育施設 対策班	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	1 教育関係災害見舞品に関すること 2 応急教育実施場所に関すること 3 防災拠点施設(避難所)としての学校施設の開放 に関すること 4 学校・学校給食センター・社会教育施設・文化施設 及びスポーツ施設の被害状況の調査に関すること 5 学校給食に関すること 6 罹災者等に対する炊き出しに関すること 7 他の給食センター等炊き出し施設との連絡調整に 関すること

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集	所掌事務
		参集者	参集者	参集者(全職員)	
	学校教育班	班長:学校教育課長 ・学校教育課	班長:学校教育課長 ・学校教育課	班長:学校教育課長 ・学校教育課	8 他の緊急を要する班(特に避難所3班)の応援に関する こと 9 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する こと 10 部内職員の動員・招集に関する こと
	文化財保護班	班長:文化財保護課長	班長:文化財保護課長	班長:文化財保護課長 ・文化財保護課文化財保護担当	1 児童及び生徒の一時的な保護に関する こと 2 児童及び生徒の保護者への連絡に関する こと 3 学校との連絡調整に関する こと 4 応急教育に関する こと 5 教材・学用品等の調達及び配給に関する こと 6 児童及び生徒の安全対策及び健康管理に 関する こと 7 教育実施者の確保に関する こと 8 教育活動の再開に関する こと 9 三芳町立小中学校防災マニュアルにおける 避難所 設置支援班に関する こと 10 私立幼稚園に対する情報伝達に関する こと
	避難所総務班	班長:文化・スポーツ推進課長 (社会教育課長) ・文化・スポーツ推進課 ・社会教育課社会教育担当	班長:文化・スポーツ推進課長 (社会教育課長) ・文化・スポーツ推進課 ・社会教育課社会教育担当	班長:文化・スポーツ推進課長 (社会教育課長) ・文化・スポーツ推進課 ・社会教育課社会教育担当	1 文化財の保護及び関係施設等の被害状況の 調査 に関する こと 2 文化財関係施設利用者の安全確保・避難に 関する こと 3 関係民間諸団体の協力に関する こと 4 他の緊急を要する班(特に避難所3班)への 応援 に関する こと
					1 各指定避難所の運営に関する こと 2 社会教育施設・文化施設・スポーツ施設利用 者の 安全確保・避難に関する こと 3 社会教育施設・文化施設・スポーツ施設の 防災施 設としての使用に関する こと 4 各避難所の食料及び生活必需品の需要の把握 及び 配分に関する こと 5 各避難所班の相互応援調整に関する こと

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
	避難所1班	班長:中央公民館長 (中央公民館副館長)	班長:中央公民館長 (中央公民館副館長) ・中央公民館 ・北永井児童館 ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の 一部職員)	班長:中央公民館長 (中央公民館副館長) ・中央公民館 ・北永井児童館 ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の 一部職員)	6 救助総務班との連絡調整に関すること
	避難所2班	班長:藤久保公民館長	班長:藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の 一部職員)	班長:藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の 一部職員)	1 対象エリア(上富・北永井及び国道254号より西側の藤久保5区)における現地本部の設置及び避難所への誘導収容に関すること 2 対象エリアの被害状況及び避難者情報の報告に関すること 3 避難所となる学校との連絡調整に関すること 4 防災倉庫内の備蓄品管理及び供出に関すること 5 避難者の生活相談、ニーズの把握及び本部への要請に関すること 6 避難所の運営状況記録及び報告に関すること 7 対象エリアにおける帰宅困難者の支援に関すること 8 対象エリアにおける罹災者の救出・捜索に関すること 9 対象行政区等との連携及び避難所運営委員会の運営支援に関すること 10 所管施設における利用者の安全確保及び被害状況報告に関すること 11 他避難所班の応援に関すること

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集	所掌事務
部	班	参集者	参集者	参集者(全職員)	
	避難所3班	班長:竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長)	班長:竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設 担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の 一部職員)	班長:竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設 担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の 一部職員)	対象エリアを、竹間沢及びみよし台地区とし、避難所 1班と同様の事務
衛生部 ◎健康増進課長 ○環境課長	衛生医療 班	班長:健康増進課副課長	班長:健康増進課副課長 ・健康増進担当 ・こども支援課母子保健担当	班長:健康増進課副課長 ・健康増進担当 ・こども支援課母子保健担当	1 応急仮設救護所の開設・管理に関する事 2 傷病者の応急手当、医師の派遣に関する事 3 医薬品及び衛生材料の調達に関する事 4 助産に関する事 5 伝染病予防対策その他保健衛生に関する事 6 罹災者の健康相談、メンタルケア及び介護サービ スに関する事 7 医療機関(東入間医師会・三芳医会)・保健所との 連絡調整に関する事 8 病院・診療所・助産所の確保に関する事 9 消毒及び防疫に関する事 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 11 部内職員の動員・参集に関する事
	環境対策 班	班長:環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹)	班長:環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹)	班長:環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹) ・環境課 (清掃工場を含む)	1 生活ごみの収集・処理に関する事 2 仮設トイレの設置に関する事 3 し尿の収集・運搬及び処分に関する事 4 清掃・し尿処理の関係業者との連絡調整に関する 事 5 災害廃棄物の受付、収集・運搬及び処分に関する 事 6 清掃施設の被害調査に関する事 7 遺体の火葬に関する事

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集	所掌事務
農林部 ◎観光産業課長	農政班	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹)	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹) ・観光産業課農業振興担当 (農業委員会を含む)	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹) ・観光産業課農業振興担当 (農業委員会を含む)	8 放射線対策に関すること 9 動物の保護に関すること 1 農作物、農業用施設等の被害状況調査に関すること 2 農家に対する金融措置その他支援対策に関すること 3 農協等農業関係団体との連絡調整に関すること 4 農業関係の災害復旧に関すること 5 農畜産関係資材の供給・斡旋に関すること 6 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 7 部内職員の動員・招集に関すること 8 他の緊急を要する班(特に避難所2班)の応援に関すること
	物資供給班	班長：観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	班長：観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	班長：観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	1 食料供給業者等の関係業者との連絡調整に関すること 2 救助物資等の受付及び管理に関すること 3 中小企業等の被害状況調査に関すること 4 中小企業等に関する金融措置及び経営相談に関すること 5 他の緊急を要する班(特に避難所2班)への応援に関すること
土木部 ◎道路交通課長	土木班	班長：道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	班長：道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	班長：道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	1 土木関係の被害情報の収集に関すること 2 通路・橋梁等の危険防除及び応急・復旧に関すること 3 災害復旧用資材、土砂等の調達・運搬に関すること 4 三芳町災害対策協力会への協力要請及び土木関係者との連絡調整に関すること 5 道路等の障害物除去に関すること 6 県土整備事務所等の関係機関との連絡に関すること

					非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集			所掌事務
部	班				警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集			
					警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集			
建設部	建設班	班長：都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長：都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長：都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長：都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長：都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長：都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	1 応急危険度判定に関すること 2 応急資機材及び建築業者の確保に関すること 3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び建設関係者との連絡調整に関すること 4 町有建築物の応急修理に関すること 5 町内の建築物(住宅を含む)被害状況調査に関すること 6 仮設住宅の建築に関すること 7 罹災者への既存住宅(みなし仮設住宅)の提供に関すること 8 災害復旧に係る建築指導に関すること 9 罹災住宅の応急修理及び障害物等の除去に関すること 10 部内の災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参集に関すること 12 罹災者の住宅相談に関すること
上下水道部	水道庶務班	班長：上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長：上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長：上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長：上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長：上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長：上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	1 罹災者に対する飲料水の確保と給水に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び関係業者との連絡調整に関すること 4 部の所掌事務に要する応急資機材の確保に関すること 5 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 6 部内職員の動員・参集に関すること 7 部内の応援に関すること

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
	水道給水班	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	1 上下水道施設の被害状況調査に関すること 2 上下水道施設の応急復旧に関すること 3 応急給水(給水車、給水タンク等の利用)に関すること 4 浄水場の災害防止に関すること 5 復旧工事の指導に関すること 6 飲料水の水源確保に関すること
	下水道班	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	1 下水道施設の被害状況調査に関すること 2 下水道施設の排水保持及び応急復旧に関すること 3 工事現場の保安に関すること 4 関係業者との連絡調整に関すること 5 他の緊急を要する班への応援に関すること

◎は部長、○は副部長。

資料 1-16 風水害発生時の各部の事務分掌

部		班	警戒体制第2配備(警戒本部) ※班長及び指定する全15班の班員、 災害対策グループ	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集	所掌事務
総務部 ◎総務課長 ○政策推進室長 ○秘書広報室長	緊急避難対応班	班	町内居住者及び隣接市居住者より指名(勤務時間外発災時のみ) 参集者	町内居住者及び隣接市居住者より指名(勤務時間外発災時のみ) 参集者(全職員)	1 指定避難所への誘導に関する事 2 指定避難所の開設に関する事 3 現地本部の設置に関する事 4 担当エリアの被害状況報告に関する事
	秘書広報班	秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹)	班長:秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	班長:秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者に関する事 3 災害情報等の広報・広聴に関する事 4 報道機関との連絡調整に関する事 5 被害状況等の報道に関する事 6 他の緊急を要する班(特に避難所1班)の応援に関する事 (1) 遠隔被災地への救援物資の受付及び管理に関する事
	庶務班	班長:総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	班長:総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員の招集に関する事 3 本部会議に関する事 4 本部長命令、その他指令の伝達に関する事、 5 県災害対策本部との連絡に関する事 6 警報の受理、避難の勧告又は指示に関する事 7 消防・警察・自衛隊・県・他自治体等の公共機関への応援要請に関する事 8 本部の受援体制に関する事 9 救助2班の各種行政相談への協力に関する事 10 災害救助法の適用申請に関する事 11 体制時の庶務に関する事 12 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 13 部内職員の動員・参集に関する事	
	職員班	班長:総務課職員担当主幹	班長:総務課職員担当主幹 ・総務課職員担当	1 職員の配置状況に関する事 2 職員の公務災害に関する事(災害従事者の損害補償等) 3 災害時における職員の給与・食料に関する事 4 町外の災害ボランティアの受入決定に関する事 (1) 遠隔被災地への人的支援(職員派遣等)に関する事	

部		警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定する全15班の班員、 災害対策グループ	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集	所掌事務
部	班	参集者	参集者(全職員)	
◎自治安心課長 ○財政デジタル推進課長	税務班	班長: 税務課長	班長: 税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 税の減免に関すること 2 災害時の税制に関すること 3 罹災納税者の調査に関すること 4 固定資産の被災調査及び住家被害認定に関すること 5 他の緊急を要する班の応援に関すること
	議会班	班長: 議会事務局長	班長: 議会事務局長 ・議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会災害対策支援本部に関すること 2 他の緊急を要する班の応援に関すること
	会計班	班長: 会計課長	班長: 会計課長 ・会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町への災害義援金の受付、管理及び配布に関すること 2 出納及び経理に関すること 3 他の緊急を要する班の応援に関すること
	情報班	班長: 自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	班長: 自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置準備に関すること 2 気象情報の収集及び町内被害状況のとりまとめに関すること 3 現地本部及び指定避難所の設置に関すること 4 一時避難所としての集会所の開放に関すること 5 防災関係機関との情報共有に関すること 6 行政連絡区・自主防災組織との連絡調整に関すること 7 防災行政無線の管理・運用に関すること 8 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の管理・運用に関すること 9 帰宅困難者に関する情報収集及び対策に関すること 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参集に関すること
	情報2班	班長: 財政デジタル推進課財政担当主幹	班長: 財政デジタル推進課財政担当主幹 ・財政デジタル推進課財政担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること
	情報3班	班長: 財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主幹)	班長: 財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主幹) ・財政デジタル推進課管財契約担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること 5 情報収集及び広報のための移動手段の確保及び配車に関すること

		警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定する全15班の班員、 災害対策グループ	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集	
部	班	参集者	参集者(全職員)	所掌事務
救助部 ◎福祉課長 ○こども支援課長	情報4班	班長:財政デジタル推進課電算統計担当主幹 ・財政デジタル推進課電算統計担当	班長:財政デジタル推進課電算統計担当主幹 ・福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	6 災害対策用燃料の確保に関すること 7 庁舎内の被害状況確認に関すること 1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること 5 情報機器の保守・運用に関すること 6 システムの得旧に関すること
	救助総務班	班長:福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長:福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	1 避難所における罹災者の保護に関すること 2 罹災者の救出・捜索及び被害状況調査に関すること 3 災害時要援護者の救護に関すること 4 福祉避難所の開設・運営に関すること 5 罹災者に対する食料、生活必需品など救助物資の調達及び福祉相談に関すること 6 社会福祉施設の被害状況調査に関すること 7 帰宅困難者の支援に関すること 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること 9 民生委員・社会福祉協議会・西部福祉事務所・各福祉施設との連絡調整に関すること 10 避難所総務班との連絡調整に関すること 11 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 12 部内職員の動員、参集に関すること (1) 遠隔被災地への義援金の受付及び管理に関すること (2) 遠隔被災地での町民のボランティア活動に係る調整に関すること
	救助1班	班長:こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	班長:こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	1 児童福祉施設等危機管理マニュアルに基づく児童・利用者の保護、安全確保及び避難に関すること 2 児童施設の被害状況調査に関すること 3 児童の保護者への連絡に関すること 4 罹災者の救出・捜索に関すること 5 災害時要援護者の救護に関すること

		警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定する全15班の班員、 災害対策グループ	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集	
部	班	参集者	参集者(全職員)	所掌事務
避難所・教育対策部 ◎教育総務課長 ○こども支援課副課長	救助2班	班長:住民課長	班長:住民課長 ・住民課(出張所を除く)	6 帰宅困難者の支援に関する事 7 私立保育園に対する情報伝達に関する事 8 部内の応援に関する事 1 被災者台帳の整備及び安否情報に関する事 2 罹災証明その他諸証明に関する事 3 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関する事 4 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関する事 5 遺体の収容に関する事 6 罹災者に対する各種行政相談に関する事
	教育施設対策班	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	1 教育関係災害見舞品に関する事 2 応急教育実施場所に関する事 3 防災拠点施設(避難所)としての学校施設の開放に関する事 4 学校・学校給食センター・社会教育施設・文化施設及びスポーツ施設の被害状況の調査に関する事 5 学校給食に関する事 6 罹災者等に対する炊き出しに関する事 7 他の給食センター等炊き出し施設との連絡調整に関する事 8 他の緊急を要する班(特に避難所3班)の応援に関する事 9 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 10 部内職員の動員・招集に関する事
	学校教育班	班長:学校教育課長 ・学校教育課	班長:学校教育課長 ・学校教育課	1 児童及び生徒の一時的な保護に関する事 2 児童及び生徒の保護者への連絡に関する事 3 学校との連絡調整に関する事 4 応急教育に関する事 5 教材・学用品等の調達及び配給に関する事 6 児童及び生徒の安全対策及び健康管理に関する事 7 教育実施者の確保に関する事 8 教育活動の再開に関する事 9 三芳町立小中学校防災マニュアルにおける避難所設置支援班に関する事

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定する全15班の班員、 災害対策グループ	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集	所掌事務
部	班	参集者	参集者(全職員)	所掌事務
	文化財保護班	班長:文化財保護課長	班長:文化財保護課長 ・文化財保護課文化財保護担当	10 私立幼稚園に対する情報伝達に関すること 1 文化財の保護及び関係施設等の被害状況の調査に関すること 2 文化財関係施設利用者の安全確保・避難に関すること 3 関係民間諸団体の協力に関すること 4 他の緊急を要する班(特に避難所3班)への応援に関すること
	避難所1班	班長:中央公民館長 (中央公民館副館長) ・文化・スポーツ推進課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北永井児童館 ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の一部職員)	班長:中央公民館長 (中央公民館副館長) ・文化・スポーツ推進課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北永井児童館 ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の一部職員)	1 対象エリア(上富・北永井及び国道254号より西側の藤久保5区)における現地本部の設置及び避難所への誘導収容に関すること 2 対象エリアの被害状況及び避難者情報の報告に関すること 3 避難所となる学校との連絡調整に関すること 4 防災倉庫内の備蓄品管理及び供出に関すること 5 避難者の生活相談、ニーズの把握及び本部への要請に関すること 6 避難所の運営状況記録及び報告に関すること 7 対象エリアにおける帰宅困難者の支援に関すること 8 対象エリアにおける罹災者の救出・捜索に関すること 9 対象行政連絡区等との連携及び避難所運営委員会の運営支援に関すること 10 所管施設における利用者の安全確保及び被害状況報告に関すること 11 他避難所班の応援に関すること
	避難所2班	班長:藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の一部職員)	班長:藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の一部職員)	対象エリアを、国道254号より西側の藤久保5区を除く藤久保地区とし、避難所1班と同様の事務
	避難所3班	班長:竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長)	班長:竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長)	対象エリアを、竹間沢及びみよし台地区とし、避難所班と同様の事務

		警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定する全15班の班員、 災害対策グループ	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集	
部	班	参集者	参集者(全職員)	所掌事務
土木部 ◎道路交通課長	土木班	・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の一部職員)	・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の一部職員)	1 土木関係の被害情報の収集に関すること 2 通路・橋梁等の危険防除及び応急・復旧に関すること 3 災害復旧用資材、土砂等の調達・運搬に関すること 4 三芳町災害対策協力会への協力要請及び土木関係者との連絡調整に関すること 5 道路等の障害物除去に関すること 6 県土整備事務所等の関係機関との連絡に関すること 7 道路の通行止め、車両の誘導に関すること 8 部内の災害対策記録に関すること 9 部内職員の動員・参集に関すること
建設部 ◎都市計画課長	建設班	班長:都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長:都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	1 応急危険度判定に関すること 2 応急資機材及び建築業者の確保に関すること 3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び建設関係者との連絡調整に関すること 4 町有建築物の応急修理に関すること 5 町内の建築物(住宅を含む)被害状況調査に関すること 6 仮設住宅の建築に関すること 7 罹災者への既存住宅(みなし仮設住宅)の提供に関すること 8 災害復旧に係る建築指導に関すること 9 罹災住宅の応急修理及び障害物等の除去に関すること 10 部内の災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参集に関すること (1) 罹災者の住宅相談に関すること
上下水道部 ◎上下水道課長	水道庶務班	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	1 罹災者に対する飲料水の確保と給水に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること

		警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定する全15班の班員、 災害対策グループ	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集	
部	班	参集者	参集者(全職員)	所掌事務
		・上下水道課水道業務担当	・上下水道課水道業務担当	3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び関係業者との連絡調整に関する事 4 部の所掌事務に要する応急用資機材の確保に関する事 5 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 6 部内職員の動員・参集に関する事 7 部内の応援に関する事
	水道給水班	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	1 上下水道施設の被害状況調査に関する事 2 上下水道施設の応急復旧に関する事 3 応急給水(給水車、給水タンク等の利用)に関する事 4 浄水場の災害防止に関する事 5 復旧工事の指導に関する事 6 飲料水の水源確保に関する事
	下水道班	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	1 下水道施設の被害状況調査に関する事 2 下水道施設の排水保持及び応急復旧に関する事 3 工事現場の保安に関する事 4 関係業者との連絡調整に関する事 5 伸の緊急を要する班への応援に関する事

警戒本部第1配備…三芳町課室設置条例に基づく「災害対策グループ」を設置し、グループ員のみ参集。

対象:自治安心課、道路交通課、環境課、観光産業課、都市計画課、上下水道課。また、この他の課から補助員を指定。
道路冠水や道路凍結防止等に対する対応を所掌する。

◎は部長、○は副部長。

○三芳町議会災害対策支援本部設置要綱

平成25年11月26日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町議会が、地震等の災害の発生時に三芳町災害対策本部及び警戒本部（以下「町対策本部」という。）の実施する諸活動を支援するために、迅速かつ的確に行動できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三芳町議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の発生により三芳町災害対策本部条例（昭和37年条例第37号）に基づき、町対策本部が設置されたときは、三芳町議会災害支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故等があるときは、副議長がこれを設置することができる。

2 本部は、三芳町役場内に設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員、本部職員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部を代表し、その事務を総轄する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長及び副本部長を除く、全議員をもって充てる。

5 本部職員は、議会事務局職員をもって充てる。

(議員の対応)

第4条 議員は、本部が設置されたときは、本部に対し、その安否と居所及び連絡先を常に明らかにするとともに、次条に定める事務に従事するものとする。

(所掌事務)

第5条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 町対策本部との情報交換に関すること。
- (2) 被災地及び避難所等の調査に関すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施について、町対策本部への支援に関すること。

ること。

(4) 町対策本部が行う、避難所等における諸救援活動への協力に関すること。

(5) 国及び埼玉県等に対する要望に関すること。

(6) その他、災害支援に関し本部が必要と認める事項

(町対策本部との関係)

第6条 本部は、町対策本部への支援活動に徹し、本部長は町対策本部にオブザーバーとして参加する。

2 本部から緊急処置として要請又は提言すべき事項が発生したときは、本部長を通じて行う。

3 町対策本部から本部に対して、緊急の判断を求められたときは、本部長及び副本部長が協議の上、対処するものとする。

(本部の解散)

第7条 本部長は、第5条に定める所掌事務が終了したと認めるときは、本部を解散することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 年 月 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下保修

乙) 埼玉県入間郡三芳町1100番地1

三芳町長 林伊佐雄

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、三芳町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 三芳町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 三芳町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

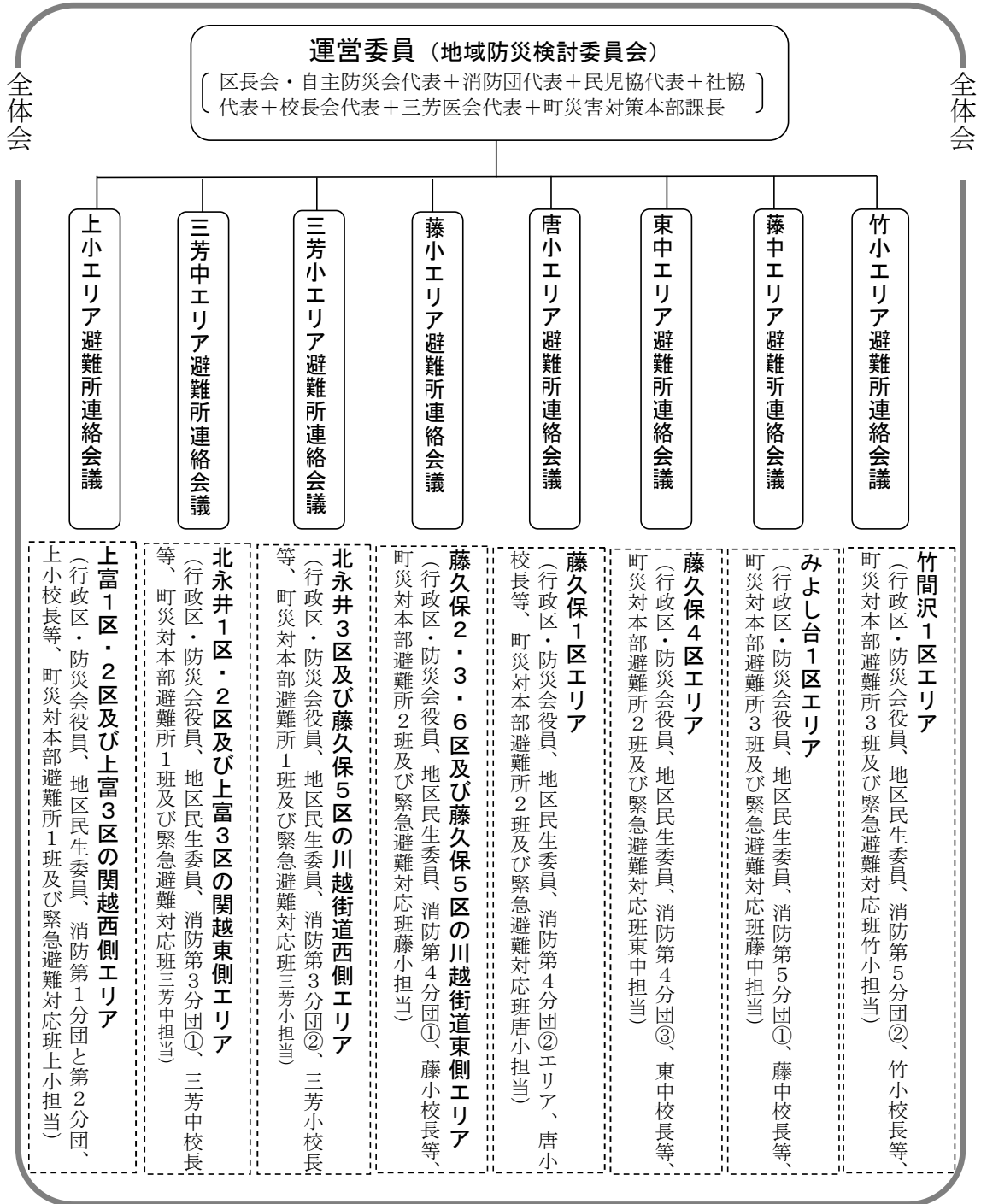
- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調

地域連携避難訓練 実行委員会



大規模災害発生時における三芳町 庁舎等の一時使用に関する協定書

東入間警察署（以下「甲」という。）と三芳町（以下「乙」という。）は、大震災等の大規模災害発生時における三芳町庁舎等の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲による災害応急対策が円滑に遂行されるよう乙が所有する庁舎等の施設の一時使用について定めることを目的とする。

2 大規模災害とは、次の災害を言う。

- (1) 災害救助法の適用を受ける災害
- (2) 町長が特に認めたもの

3 大規模災害発生時において、甲が活動拠点として使用する庁舎等の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 三芳町役場庁舎のうち町長が指定した場所
- (2) 三芳町役場庁舎駐車場のうち町長が指定した場所
- (3) 三芳町文化会館
- (4) 前3号のほか町長が特に認めた施設

（一時使用の手続き）

第2条 大規模災害が発生した場合、甲は、乙に対して第1条第3項各号に規定する庁舎等の施設の一時使用を要請することができる。なお、緊急の場合において、三芳町財産規則第16条の規定による行政財産の使用許可申請は、一時使用開始後に提出することができるものとする。

2 乙は甲からの要請があった場合、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。

（使用料の免除）

第3条 前条の一時使用については、三芳町行政財産の使用料に関する条例第4条第2号の規定を適用し、行政財産使用料を免除するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に係る甲の連絡責任者は警備課長とし、乙の連絡責任者は地域振興課長とする。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用と更新)

第6条 この協定の適用は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 埼玉県ふじみ野市うれし野1丁目4番1号
埼玉県東入間警察署
署長 布川賢二

乙 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
埼玉県入間郡三芳町
三芳町長 鈴木英美

資料1-21 三芳町、大東ガス株式会社及び東京ガス株式会社の

カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書

三芳町(以下「甲」という。)、大東ガス株式会社(以下「乙」という。)及び東京ガス株式会社(以下「丙」という。)は、次のとおりカーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括的な連携に関する協定を締結する。

(連携事項)

第1条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) カーボンニュートラルのまちづくりに関する事項。
- (2) エネルギーの地産地消に関する事項。
- (3) エネルギーデータの活用等によるエネルギー最適化に関する事項。
- (4) 地域の防災機能強化などレジリエンス強化に関する事項。
- (5) 地域の目線で新しい価値や営みを創る価値共創に関する事項。
- (6) 学校等における環境エネルギー教育や食育等を通じた啓発活動に関する事項。
- (7) 各種取組における専門的人材の支援強化に関する事項。
- (8) その他三芳町民のサービス向上に関する事項。

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙丙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

(協定の見直し)

第2条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中か有効期間満了後かを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙丙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年1月31日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町
町長 林 伊佐雄

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1081番1

乙 大東ガス株式会社
代表取締役社長 清水 宏之介

東京都港区海岸1丁目5番地20号

丙 東京ガス株式会社
代表執行役社長 内田 高史

資料 1-22 三芳町と飯能信用金庫との包括連携に関する協定

三芳町(以下「甲」という。)と飯能信用金庫(以下「乙」という。)は、相互の連携協力により地域の活性化及び住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域の持つ特色(自然・歴史・文化・風土)に、両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することにより持続可能なまちづくりを推進し、地域の活性化と住民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1)持続可能なまちづくりに関すること
- (2)地域を担う人材の育成
- (3)創業・経営支援
- (4)地域産業活性化の支援
- (5)地域経済及び企業経営に関する調査・研究
- (6)教育・文化・スポーツの推進に関すること
- (7)災害時における支援
- (8)その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

(協定内容の変更)

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する 30 日前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の 30 日前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、三芳町暴力団排除条例(平成 25 年 3 月 25 日条例第 3 号)を遵守し、暴力団の排除に自主的に取り組むものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6年 2月 7日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町
三芳町長

(署名)

埼玉県飯能市栄町24番地9

乙 飯能信用金庫
理事長

(署名)

資料 1-23 三芳町と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定

三芳町（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力により地域の活性化及び住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域の持つ特色（自然・歴史・文化・風土）に、両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することにより持続可能なまちづくりを推進し、地域の活性化と住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 持続可能なまちづくりに関すること
- (2) 健康維持・増進・がん予防に関すること
- (3) 地域・暮らしの安全・安心・災害対策に関すること
- (4) 教育・文化・スポーツの振興に関すること
- (5) 結婚・出産・子育て支援及び子ども・青少年育成に関すること
- (6) 高齢者支援及び障がい者支援に関すること
- (7) 創業・経営支援に関すること
- (8) 地域産業活性化の支援
- (9) 共創のまちづくりに関すること
- (10) その他、住民サービスの向上と地域活性化に関すること。

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、三芳町暴力団排除条例（平成25年3月25日条例第3号）を遵守し、暴力団の排除に自主的に取り組むものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月16日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町
三芳町長

(署名)

埼玉県川越市脇田本町24-19 明治安田生命川越ビル2F

乙 明治安田生命保険相互会社 川越支社
川越支社長

(署名)

電気自動車の活用等によるSDGs 連携協定書

埼玉県三芳町

日産プリンス埼玉販売株式会社

日産自動車株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

令和3年12月

電気自動車の活用等によるSDGs連携協定書

三芳町（以下、「甲」という。）と日産プリンス埼玉販売株式会社（以下、「乙」という。）と日産自動車株式会社（以下、「丙」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社志木支社（以下、「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、SDGsの目指す持続可能な社会の実現、カーボンニュートラルの実現に向け、電力を必要とするイベント等で電気自動車を活用した普及啓発を進めるとともに、この協定の当事者各者のパートナーシップによって社会的課題の解決に努めることで三芳町民の日常の暮らしの向上を図ること、災害・停電時又は停電が発生する恐れがある場合（以下、「災害・停電時等」という。）において、三芳町内の公助力の向上を図るため、甲において電気自動車を計画的に保有し、非常用電源として電気自動車を活用し電力不足が想定される指定避難所等において、電気自動車からの電力供給（以下、「電力供給」という。）をできる体制を構築することで、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

（電気自動車の普及・広報活動及び平時における電気自動車等の協力要請）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、相互に誠意をもって協力し、三芳町民に対するSDGsの理念に基づく持続可能な社会について深い理解を促すための生涯学習、環境イベント及びライトアップイベントといったイベント等（以下、総称して「各種イベント等」という。）を通じて、電気自動車の普及の促進及び電気自動車を活用した防災・環境に関する広報活動に努めるものとする。

- 2 甲は、各種イベント等における電気自動車の普及啓発活動のために、電気自動車及び電力供給に必要な設備等（以下、「電気自動車等」という。）が必要なときは、乙又は丁に対し、口頭又は書面により、電気自動車等の貸与の依頼をすることができる。
- 3 甲は、乙又は丁に対して、前項による電気自動車等の使用又は電力供給（以下、「電気自動車等の使用等」という。）により電気自動車への充電が必要になった際には、乙又は丁が所有する充電設備等を使用することについて、口頭又は書面により依頼をすることができる。

（環境教育等への協力）

第3条 乙、丙及び丁は、甲の要請に応じ、乙、丙及び丁の提供する環境教育プログラムの実施に努めるものとする。当該実施についての日程、内容等はこの協定の当事者各社で別途協議して定める。

2. 乙、丙及び丁は、電気自動車の活用による再生可能エネルギーの導入拡大等、甲のカーボンニュートラルの実現に向けて協力するものとする。

(災害・停電時等における電気自動車等の協力要請)

第4条 甲は、災害・停電時等において、電気自動車等が必要なときは、乙に対し、別紙(様式第1号)「電気自動車等の貸与に関する協力依頼書」により、電気自動車等の貸与の依頼をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し後日文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して、前項による電気自動車等の使用等により電気自動車への充電が必要になった際には、乙が所有する充電設備等を使用することについて別紙(様式第2号)「電気自動車の充電に関する協力依頼書」により依頼をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し後日文書を送付するものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、この協定を維持するために必要な電気自動車貸与・使用に関する訓練・確認の実施又は甲が開催する各種イベント等・防災訓練等への参加については、自己の費用負担と責任において協力するよう努めるものとする。

(協力)

第5条 乙及び丁は、第2条又は第4条の規定による依頼を受けたときは、それぞれの安全確保及び業務に支障をきたさない範囲内において、当該依頼に応ずるものとする。

(電気自動車等の貸与と無償承諾)

第6条 前条において、乙及び丁は、必要に応じて日時及び場所について甲と協議して電気自動車等を甲に無償で貸与(以下、「貸与電気自動車等」という。)し、電気自動車等の使用等のために電気自動車等を甲に使用させるものとする。

2 前項に基づく甲の貸与期間(以下、「貸与期間」という。)は、災害・停電時等においては貸与開始の日から1週間程度とする。残電力量の不足により電気自動車等の使用等ができなくなった場合、第2条第3項又は第4条第2項の規定により充電設備等の使用を依頼し充電することで、当該期間中において継続して電気自動車等の使用等を行えるものとする。

3 甲は、貸与期間終了後において、電気自動車等の使用等の必要がある場合、乙又は丁と協議のうえ、可能な範囲において期間を延長するものとする。

4 甲は電気自動車等の使用等の終了後、この旨を乙又は丁に報告し、遅滞なく貸与電気自動車等を乙又は丁に返却するものとする。

(充電設備等の使用許諾)

第7条 第2条第3項又は第4条第2項による依頼があった場合において、乙又は丁は、甲に対して、それぞれが管理する充電設備等を、それぞれの指定する日時及び場所において無償で使用することを許諾するものとする。

(使用上の留意事項)

第8条 甲は、貸与電気自動車等及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電設備等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 甲は、貸与電気自動車等を安全な場所及び方法で使用するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、乙又は丁との協議により取り決める。
- (2) 甲は、貸与電気自動車等又は充電設備等が、故障又は何らかの理由により使用することができなくなった場合は、乙又は丁に速やかに連絡し、対応を協議するものとする。
- (3) 甲は、外部給電器を貸与電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙、丙及び丁は一切責任を負わないものとする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与電気自動車等又は充電設備等に損害を与え、滅失若しくは紛失したときは、直ちに乙及び丁に通知するものとし、その損害を賠償するものとする。

(事故の対応)

第10条 甲は、貸与期間中及び貸与電気自動車等又は充電設備等の借用時、若しくは返却時において、次の事由が発生した場合は、甲は直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙又は丁に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これを全て解決するものとする。

- (1) 貸与電気自動車等又は充電設備等に関する事故が発生した場合。
- (2) 甲の貸与電気自動車の運転により事故を誘発し、第三者に損害を与えた場合。

2 前項の事由が生じ、これに起因して乙又は丁に損害を与えた場合には、甲は、当該損害を賠償する責を負うものとする。

(返却)

第11条 甲は、貸与電気自動車等を現状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙又は丁に返却するものとする。

(最適配置と効率的運用)

第12条 丁は、甲丁間における「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（令和2年9月9日締結）に基づいて、停電発生状況や復旧見込み等、停電に関連する情報を適宜提供し、電気自動車の最適配置と効率的運用を支援するものとする。

2 甲は、前項の規定による丁からの情報を総合的に判断し、電気自動車の配置計画を策定し、効率的に運用を図るものとする。

(公表)

第13条 甲、乙、丙及び丁が、この協定に係るプレスリリース等外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容について協議の上、実施するものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第14条 乙は、災害・停電時等においては、乙が所有する電力供給の遂行が可能な電気自動車の情報を甲に提供するものとする。また、乙及び丙は、平時に電気自動車の普及促進に資する情報を甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙及び丁があらかじめ別紙(様式第3号)「連絡調整者名簿」(以下、「名簿」という。)により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙及び丁は名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(暴力団排除)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の締結時において、自己(役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲、乙、丙及び丁は、他の当事者が前項の表明、確約に違反したと合理的な根拠に基づき認めるときは、書面による通知をもって直ちに当該当事者をこの協定から除名することができるものとする。

(秘密保持)

第17条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に関連して他の当事者が秘密と指定した上で開示した情報(以下、「秘密情報」という。)を、開示当事者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩し又は開示してはならず、この協定の遂行以外の目的に使用しないものとする。ただし、以下に該当する情報は秘密情報から除外するものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に適法に所有していたもの
- (2) 開示を受けた時点で既に公知のもの
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず取得したもの
- (5) 秘密情報によらず、独自に開発したもの

2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

(譲渡制限)

第18条 甲、乙、丙及び丁は、他の当事者全員の事前の書面による承諾なく、この協定に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

(協定の効力及び更新)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙及び丁のいずれからも期間満了の3ヶ月前までに、協定者に対し別段の意思表示がない場合、この協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月20日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
町長 林 伊佐雄

乙 埼玉県さいたま市中央区下落合四丁目24番15号
日産プリンス埼玉販売株式会社
代表取締役社長 高田 泰伸

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
首都圏リージョナルセールスオフィス 部長
星野 敦彦

丁 埼玉県志木市幸町一丁目8番50号
東京電力パワーグリッド株式会社
志木支社長 福元 直行

御中

三芳町長

協力要請書

電気自動車の活用等によるSDGs連携協定第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日

年 月 日

2 電気自動車の貸与

車種名等	台数	備考（店舗名・期間等）
	台	
	台	
	台	

3 充電スタンドの使用希望

希望有無	備考（期間等）

4 その他の要請及び連絡事項等

--

【問合せ先】

〇〇市〇〇区〇〇部〇〇課

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第2号様式

令和 年 月 日

連絡調整者名簿

企業・団体名	三芳町
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	

企業・団体名	日産プリンス埼玉販売株式会社 三芳店
所 属：—	
役 職：店長	
氏 名：	
勤務先電話：049-259-5523	
携 帯 電 話：—	

企業・団体名	東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	

企業・団体名	日産自動車株式会社
所 属：首都圏リージョナルセールスオフィス	
役 職：エリアパフォーマンスマネージャー	
氏 名：押野 翔	
勤務先電話：—	
携 帯 電 話：080-9161-9513	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

資料1-25

地域課題解決に向けた包括連携に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）、株式会社JVCケンウッド（以下「乙」という。）、三和富士交通株式会社（以下「丙」という。）及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「丁」という。）は、相互の包括的な連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が包括的な連携のもと、それぞれの分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、三芳町内の住民生活における課題を解決し、利便性向上や地域活性化に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 地域交通の促進に関すること。
- (2) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (3) 高齢社会に対応したまちづくりに関すること。

(4) その他四者が協議して必要と認める事項。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に掲げる事項に即した取組を行うにあたって、次の各号の役割を担うものとする。ただし、より具体的な内容や詳細な実施条件については四者間にて協議の上、別途定めるものとする。

(1) 甲の役割

(課題解決に向けた場の提供、必要な許可取得及び費用負担に関すること。)

(2) 乙の役割

(事業モデル・タクシー配車システムの提供及び費用負担に関すること。)

(3) 丙の役割

(タクシー事業の提供及び費用負担に関すること。)

(4) 丁の役割

(事業モデル・保険事業の提供及び費用負担に関すること。)

(知的財産権)

第3条 甲、乙、丙及び丁がこの協定の締結以前から有する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権及び当該知的財産権を取得す

る権利は、別途四者間で書面合意する場合を除き、相手方に対して何ら譲渡又は許諾されないものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、第1条に定める目的に基づき、又は関連して、発明、考案、意匠、ノウハウ等の技術的成果が得られた場合には、速やかに相手方に書面により通知するものとする。

3 前項の技術的成果が、知的財産権として出願等が可能な場合には、その取扱いについて甲、乙、丙及び丁の間で協議するものとする。ただし、甲、乙、丙及び丁は、当該協議が整うまでは、相手方の事前の書面承諾を得ることなく、当該知的財産権の出願等を行ってはならないものとする。

(目的外利用の禁止及び秘密保持)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に基づき相手方から提供を受けた情報(文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。)をこの協定の履行目的(第1条の目的を含む。)のもとで使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用すること及び第三者に開示することについては、これを禁ずる。

(1) 国等の公共機関の情報で、関係者外秘とされているもの

- (2) 次条に定める個人情報等
- (3) 相手方に開示する際に秘密である旨が表示若しくは宣言された映像又は口頭等の無形の形式により開示された情報であって、かつ、当該情報が開示後30日以内に文書化され、秘密である旨が明記された上で受領者に通知された情報
- (4) その他、甲、乙、丙及び丁のいずれかが秘密である旨を明示的に付した情報であって、次に掲げる情報のいずれにも該当しないもの
 - ア 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
 - イ 相手方から提供を受けた後、提供を受けた者の故意又は過失によることなく公知となった情報
 - ウ 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
 - エ この協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
 - オ 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
 - カ 三芳町情報公開条例（平成17年三芳町条例第26号）その他の法令等の規定又は行政機関若しくは裁判所等の公的機関により開示を義務付けられた情報

2 前項の定めに関わらず、甲、乙、丙及び丁並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役職員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、この協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負ったものは、必要最小限度の範囲で前項の情報の開示を受けることができるものとする。

(個人情報保護)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、別記「個人情報取扱特記事項」及び「個人情報の保護に関する法律」その他関連する法令等に基づき、個人情報の保護及び適切な取扱いに努めることとする。

2 別記内における「受注者」及び「発注者」は甲、乙、丙及び丁のいずれかを当てはめて読み替えることとする。

(第三者との類似の検討等)

第6条 この協定の定めを遵守する限りにおいて、甲、乙、丙及び丁が第三者との間で第1条に定める内容と同様又は類似の目的に基づく検討、事業、開発、サービス提供等を行うことを妨げるものではないものとする。

(協議事項)

第7条 甲、乙、丙及び丁の相互協力・連携による事業を円滑に推進するため、
四者いずれかの求めに応じ協議の場を設けるものとし、その運営は甲当該事業担当部署及び乙DXビジネス事業部において実施する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とする。但し、この協定が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれも書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は自動的に更新され、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長

(署名)

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

乙 株式会社JVCケンウッド

DXビジネス事業部長

(署名)

埼玉県入間郡三芳町大字上富1077番地1

丙 三和富士交通株式会社

取締役部長

(署名)

東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

丁 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

常務執行役員

(署名)

資料 1-26

三芳町と埼玉縣信用金庫との地方創生に係る包括連携・協力に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉縣信用金庫（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、様々な分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 産業・経済の振興、地域雇用の創出に関すること
- (2) 人口増加・定住促進に関すること
- (3) シティ・プロモーション・観光振興に関すること
- (4) 結婚・出産・子育て支援、教育に関すること
- (5) 安全・安心なまちづくりに関すること
- (6) 人材育成に関すること
- (7) スポーツ・文化・芸術の振興に関すること
- (8) 健康づくりの推進に関すること
- (9) 環境保全に関すること
- (10) その他両者が協議して必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とする。ただし、本協定が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を

得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(協定の見直し)

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第6条 この本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年6月18日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長

(署名)

埼玉県熊谷市本町一丁目130番地1

乙 埼玉縣信用金庫

理事長

(署名)

三芳町と東京海上日動火災保険株式会社との
地方創生に係る包括連携協定書

三芳町（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、地方創生の実現を図るため、互いに連携・協力することに合意し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ保有する知的・人的資源を有効に活用し、相互の連携及び協力を強化することにより地方創生の推進及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙が相互に連携及び協力を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) ホストタウン事業に関する事
- (2) 活力ある産業の振興に関する事
- (3) 地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関する事
- (4) 健康増進に関する事
- (5) その他両者が協議し合意した事項

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を実施するため、個別の企業又は個人（以下「個別企業等」という。）の情報を相手方に提供する場合は、それぞれの責任において、事前に個別企業等から同意を得る等必要な手続を行うものとする。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項を連携及び協力して実施するに当たっては、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の規定により相手方から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用する、又は第三者に開示する場合については、この限りでない。

- (1) 事前に相手方の承諾を得て第三者に開示する情報

- (2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
 - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けたものの故意又は過失によることなく公知となった情報
 - (4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
 - (5) 本協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
 - (6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
 - (7) 情報公開条例その他の法令等の規定により開示しなければならない情報
- 2 甲及び乙並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役職員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、本協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負った上で前項の情報の開示を受けたものは、同項の第三者には含まれないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成30年10月31日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(取扱い及び交渉窓口)

第6条 本協定の取扱い及び交渉の窓口は、甲は政策推進室、乙は所沢支社に設置する。

(その他)

第7条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた事項、又は本協定に規定していない事項については、甲と乙が別途協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙の代表者が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月31日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1

三芳町長

乙 埼玉県川越市脇田本町15-10

東京海上日動火災保険株式会社

埼玉支店長

三芳町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- (4) 災害時における協力に関すること
- (5) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (6) 地域経済活性化に関すること
- (7) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (8) 女性の活躍推進に関すること
- (9) その他、地域の活性化・市民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

ただし、第4号については、別添のとおり実施することとする。

（協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、次のとおり。

三芳郵便局、富士見南畑郵便局、富士見鶴瀬東郵便局、富士見鶴瀬西郵便局、富士見東台郵便局、富士見勝瀬郵便局、三芳北永井郵便局、富士見水谷東郵便局、富士見みずほ台郵便局、富士見羽沢郵便局、三芳みよし台郵便局の11局とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(免責)

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から2021年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(附則)

本協定の締結をもって、平成25年9月2日に締結した「災害時における三芳町内郵便局三芳町間の協力に関する覚書」と、平成29年3月30日に締結した「地域における協力に関する協定」は廃止とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2020年 7月 31日

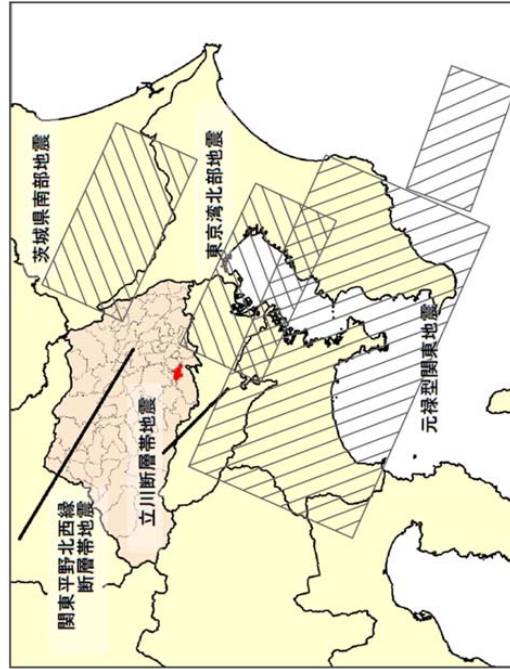
甲 埼玉県三芳町藤久保 1100-1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 日本郵便株式会社
埼玉県入間郡三芳町藤久保 320
日本郵便株式会社
三芳郵便局長 大野 義則

資料2-1

想定地震別主要被害想定結果一覧(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より)

地震名称	想定マグニチュード	今後30年以内地震発生確率	三芳町内震度	全壊数(棟)	半壊数(棟)	焼失数(棟)	死者数(人)			負傷者数(人)			断水人口(人)	1週間後避難者数(人)		帰宅困難者数(人)
							夏12時	冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時		冬18時	8m/s	
東京湾北部地震	M7.3	70%	6弱	1	101	30	0	0	0	18	16	17	2,324	279	4,246	
茨城県南部地震	M7.3	70%	5強	0	0	12	0	0	0	0	0	1	0	36	3,307	
元禄型関東地震	M8.2	ほぼ0%	5強	0	2	16	0	0	0	1	0	1	4	45	4,185	
関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	0.008%以下	6弱	0	74	40	0	0	0	13	12	14	34	144	4,059	
			6弱	6	191	63	0	0	25	30	28	113	272	4,052		
			6弱	10	242	72	1	1	29	37	33	92	327	4,049		
立川断層帯地震	M7.4	2%以下	6弱	0	34	28	0	0	0	9	6	8	68	92	4,096	
			6弱	0	14	27	0	0	5	2	5	14	83	3,834		



首都直下地震想定震源域

資料 2-2 東京湾北部地震による被害想定結果（平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査より）

【震度・建物被害】

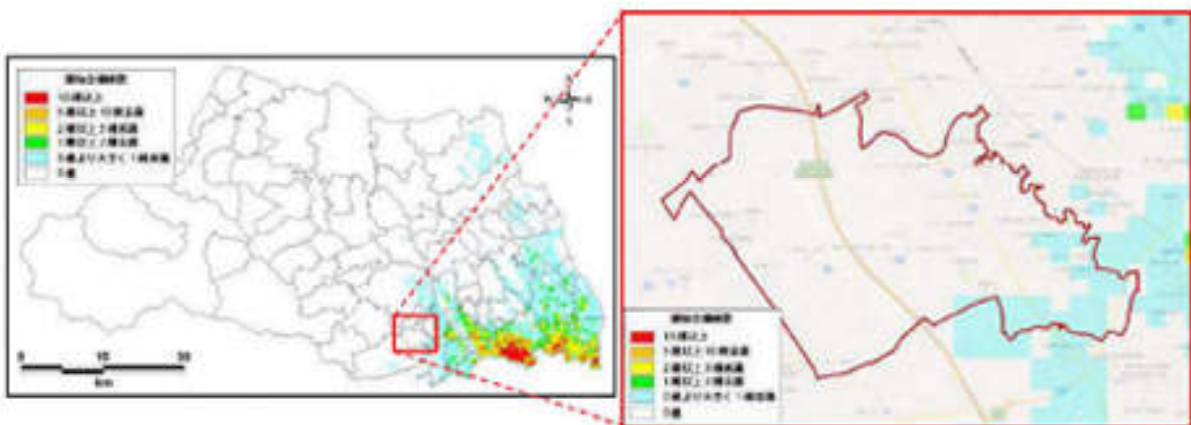
最大震度	震度階	6弱
木造 建物被害	全壊数(棟)	1
	全壊率(%)	0.01
	半壊数(棟)	90
	半壊率(%)	0.66
非木造 建物被害	全壊数(棟)	0
	全壊率(%)	0
	半壊数(棟)	11
	半壊率(%)	0.08
全建物被害	全壊数(棟)	1
	全壊率(%)	0.01
	半壊数(棟)	101
	半壊率(%)	0.74
火災 【冬18時】	出火数(件)	0.2
	焼失数(棟)	30
中高層住宅被災世帯数		34
建物・家財被害額(億円) 【冬18時・風速8m/s】		33.8

【ライフライン被害】

電力 【冬18時・ 風速8m/s】	停電 (直後)	停電世帯数	28
		停電人口(人)	76
		停電率(%)	0.2
	停電 (1日後)	停電世帯数	35
		停電人口(人)	98
		停電率(%)	0.25
電力電 柱被害	被害数	5	
	被害率(%)	0.1	
通信回線 【冬18時・ 風速8m/s】	電話 不通	不通回線数	17
		不通率(%)	0.1
	電話電 柱被害	被害数	1
		被害率(%)	0.1
都市ガス	供給停止件数		899
水道	配水管 被害	被害箇所数	2
		被害率(箇所/km)	0.03
	断水 (1日後)	断水率(%)	6
		断水世帯数	837
		断水人口(人)	2324
		被害延長(km)	17
下水道	被害率(%)		19.7
	機能支障人口(人)		7110

東京湾北部地震による埼玉県の建物被害分布

東京湾北部地震による三芳町の建物被害分布



埼玉県下消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
 - (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合
- 2 前条に規定する件に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項。

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。）が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各1通を保管する。

附則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

資料2-4 入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定

川越地区消防組合
消防相互応援協定
入間東部地区消防組合

(趣旨)

第1条 火災その他の災害（以下「火災等」という。）及び救急業務を処理するため、川越地区消防組合及び入間東部地区消防組合（以下「協定団体」という。）相互間において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき実施する消防の相互応援に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援の種別及び区域)

第2条 消防相互応援は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援は、地区普通応援及び関越自動車道普通応援（以下「関越道普通応援」という。）とし、次の区分による。

(1) 地区普通応援

ア 火災出場

別表第1に定める応援区域において発生した火災を受報又は覚知した場合に、被応援団体の要請を待たずに応援団体から消防署1隊及び消防団1隊が出場するものとする。

イ 救急出場

協定団体に発生した特殊の救急業務で被応援団体の長から要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

(2) 関越道普通応援

別表第2に定める応援区域において発生した火災等又は救急業務を受報又は覚知した場合は、応援側から出場することとする。

3 特別応援は、前項に定める普通応援を超える大規模な火災等又は救急業務が発生し応援を必要とする場合において、被応援団体の要請又は応援団体の状況判断により応援出場することとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請する場合は、次の事項を別表第3に定める通報指定場所に電話等により連絡するものとする。

(1) 火災等及び救急業務の種別

(2) 発生場所及び被害の状況

(3) 出場要請部隊

(4) その他必要な事項

(特別応援出場)

第4条 特別応援出場部隊の編成は、応援団体において決定するものとする。

(指揮)

第5条 応援部隊の指揮は、被応援部隊の現場最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）が行うものとする。ただし、現場活動が応援部隊の単独活動のみの場合は、この限りでない。

(通報等)

第6条 応援団体が第2条第2項中の火災及び同条第3項の大規模な火災等又は救急業務を受報又は覚知したときは、直ちに被応援団体に通報するものとする。2 応援部隊の長は、消防活動について、速やかに最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援のために要した経費及び事故等により生じた経費は応援側の負担とするものとする。

(資料の交換)

第8条 協定団体は、必要に応じ消防力の状況等の資料を交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、協定団体いずれの側からもこの協定改正の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 協定団体は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協定団体双方誠意をもって協議し決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成14年4月1日から施行する。

2 昭和56年6月18日締結した消防相互応援協定は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、協定団体記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年4月1日

改正 平成17年10月1日

川 越 地 区 消 防 組 合 管 理 者 船 橋 功 一

入間東部地区消防組合管理者職務代理者 副管理者 浦 野 清

別表第1（第2条第2項関係）

地 区 普 通 応 援 区 域

川 越 地 区 消 防 組 合 側 応 援 区 域	入 間 東 部 地 区 消 防 組 合 側 応 援 区 域
富士見市のうち 大字東大久保 ふじみ野市のうち 清見1. 2. 3. 4丁目 元福岡1. 2. 3丁目 福岡2. 3丁目 川崎1. 2丁目 霞ヶ丘1. 2. 3丁目 西1. 2丁目 北野1. 2丁目 大原1. 2丁目 川崎、福岡 鶴ヶ岡3. 4. 5丁目 鶴ヶ舞3丁目、西鶴ヶ岡 亀久保の一部、武蔵野 三芳町のうち 大字上富の一部（砂川掘境）	川越市のうち 熊野町 稲荷町 清水町 諏訪町 藤原町 大字下赤坂 大字上松原 大字藤間 大字寺尾 大字牛子 大字木野目 大字古市場 大字渋井 大字下久下戸 大字菅沼

別表第2（第2条第2項関係）

関 越 道 普 通 応 援 区 域

川 越 地 区 消 防 組 合 側 応 援 区 域	入 間 東 部 地 区 消 防 組 合 側 応 援 区 域
関越自動車道のうち上り川越 IC から所沢 IC 間のふじみ野市内部及び三芳町内部 （三芳パーキングエリア内を除く。）	

別表第3（第3条第1項関係）

通 報 指 定 場 所 一 覧 表

指 定 団 体 名	所 在 地	電 話 番 号	通 報 先
川越地区消防組合	川越市神明町48番地4	049(222)0700	消防局指揮統制課
入間東部地区消防組合	ふじみ野市苗間1丁目13番28号	049(261)6000	消防本部警防課 消防指令センター

入間東部地区消防組合

消防相互応援協定

朝霞地区一部事務組合

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく、入間東部地区消防組合と朝霞地区一部事務組合との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故等の災害発生の際、入間東部地区消防組合及び朝霞地区一部事務組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

1 普通火災

(1) 火災出場

別表1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、1隊が応援するものとする。

(2) 救急出場

ア 別表2に定める区域内に発生した特殊な救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

イ 関越自動車道の入間東部地区消防組合及び朝霞地区一部事務組合の管轄区域に発生した特殊な救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

2 特別応援

入間東部地区消防組合、朝霞地区一部事務組合の管轄区域内に、大火災又は地震その他の大規模災害が発生し、応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、その都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場部隊はすべて現場の被応援側最高責任者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防（救急）行動について速やかに現場最高責任者に報告するものとする。

第6条 応援のため要した費用並びに事故により生じた経費は応援側の負担とする。

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議のうえ決定して相互に円滑な運営を図るものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し各1通を保管するものとする。

平成10年10月 1日

改正 平成18年 8月25日

入間東部地区消防組合管理者

島田 行雄

朝霞地区一部事務組合管理者

細田 喜八郎

別表 1

入間東部地区消防組合側の 応 援 区 域	朝霞地区一部事務組合側の 応 援 区 域
朝霞地区一部事務組合のうち 志木市 大字宗岡の一部 上宗岡一丁目、上宗岡二丁目 上宗岡三丁目、上宗岡四丁目 上宗岡五丁目 中宗岡一丁目、中宗岡二丁目 柏町一丁目、柏町二丁目 柏町三丁目、柏町六丁目 館二丁目 新座市 中野一丁目、中野二丁目 大和田一丁目、大和田二丁目 大和田三丁目、大和田四丁目 大和田五丁目 新座一丁目、新座二丁目 新座三丁目	入間東部地区消防組合のうち 三芳町 みよし台 大字竹間沢 竹間沢東 大字藤久保の一部（別図の区域） 富士見市 水谷東一丁目、水谷東二丁目 水谷東三丁目 針ヶ谷一丁目、針ヶ谷二丁目 榎町 大字針ヶ谷の一部（別図の区域） 大字水子の一部（別図の区域） 大字下南畑の一部（別図の区域） 大字南畑新田の一部（別図の区域）

別表 2

入間東部地区消防組合側の 応 援 区 域	朝霞地区一部事務組合側の 応 援 区 域
朝霞地区一部事務組合一円	入間東部地区消防組合一円

資料2-6 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定

入間東部地区消防組合（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災等（大規模災害、特殊災害を含む）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救急事故及び水難事故を含む）で応援を要するものをいう。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

(1) 普通火災

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の市長の要請を待たずに派遣するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の市長の要請に基づいて派遣するものをいう。

（対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、甲及び乙相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表に定める。

（応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 必要とする資器材等の種別並びに数量

(3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（職員等の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において職員等を派遣するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、応援を行った市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第8条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年9月20日から施行する。
- 2 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定書(平成13年12月1日締結)は廃止する。

平成18年 9月20日

甲 入間東部地区消防組合
管 理 者 島田 行雄

乙 さいたま市長 相川 宗一

別表

入間東部地区消防組合側の応援地域	さいたま市側の応援地域
入間東部地区消防組合管内のうち 東大久保 上南畑	さいたま市のうち 飯田新田 塚本町1～3丁目 塚本の一部 植田谷本村新田の一部

入間東部地区消防組合

消防の相互の応援協定

埼玉西部消防組合

協定締結日 平成25年5月17日

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合との消防の相互の応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故の災害発生の際、入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 消防の相互の応援の方法は、次のとおりとする。

1. 普通応援

(1) 火災出動

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から消防署1隊が出場するものとする。

(2) 救急出場

入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合に発生した特殊の救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急隊が出場するものとする。

2. 特別応援

入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合の管轄区域内に大火災又は地震その他の広域災害が発生し、応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側の状況によりその都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防（救急）行動について、すみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のため要した経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときはその都度協議の上決定して、相互円滑なる運用を図るものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

平成25年4月1日

埼玉県ふじみ野市苗間一丁目13番28号
入間東部地区消防組合
管理者 星野信吾

埼玉県所沢市けやき台一丁目13番地の11
埼玉西部消防組合
管理者 藤本正人

別 表

入間東部地区消防組合より		埼玉西部消防組合より	
応援区域	出 場 部 隊	応援区域	出 場 部 隊
所沢市のうち	消防署 1 隊	三芳町のうち	消防署 1 隊
中富		上富	
南永井		北永井	
下富			
中富南			